

八百津町国土強靱化 地域計画

八百津町

目 次

はじめに

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画期間	2

第1章 強靱化の基本的考え方

1. 強靱化の理念	3
2. 基本目標	3
3. 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
(1) 町の特性を踏まえた取組推進	4
(2) 効率的・効果的な取組推進	4
(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進	4

第2章 町の地域特性

1. 地理的・地形的特性	6
2. 気候的特性	7
3. 社会経済的特性	8
(1) 人口	8
(2) 産業	9
(3) 土地利用	13
(4) 建物	13
(5) 行財政	15

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1. 風水害、土砂災害、濁水、大雪	16
(1) 風水害	16
(2) 土砂災害	16
(3) 濁水	16
(4) 大雪	17
2. 巨大地震	18
(1) 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）	18
(2) 内陸直下地震	19

第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方	23
2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定	23
3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	26

第5章 強靱化の推進方針

1. 推進方針の整理及び施策目標とする指標の設定	27
2. 起きてはならない最悪の事態ごとの強靱化の推進方針	27
(1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う 甚大な人的被害の発生	27
(2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生	29
(3) 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生	30
(4) 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の 不備等による、人的被害の発生	31
(5) 被災地での食料・飲料水等、電力・燃料等、生命に関わる物資・ エネルギー供給の長期停止	34
(6) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生	36
(7) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足	37
(8) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災	38
(9) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	40
(10) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の 悪化・死者の発生	41
(11) 役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	42
(12) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	44
(13) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	44
(14) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる 観光経済等への影響	46
(15) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	47
(16) 食料や物資の供給の途絶	47
(17) ライフライン（電気、上下水道等）の長期間にわたる機能停止	48
(18) 地域交通ネットワークの分断	49
(19) 異常渇水等による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への 甚大な影響	50
(20) ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の 発生	50
(21) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	51
(22) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	52
(23) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ	52
(24) 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ	54
(25) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による 有形・無形の文化の衰退・喪失	55

第6章 計画の推進

1. 施策の重点化	56
2. 計画の見直し	59

はじめに

1. 計画策定の趣旨

平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。平成26(2014)年には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。平成30(2018)年12月には、災害から得られた知見等を踏まえた基本計画の見直しが行われました。

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されています。

本町においても、この規定に基づき、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な八百津町を作り上げるため、国土強靱化地域計画を策定します。

なお、災害対応については岐阜県とも密接に連携を図る必要があることから、本町の国土強靱化地域計画の策定においては、第2期岐阜県強靱化計画（令和2(2020)年3月策定。計画期間は令和2(2020)年度から令和6(2024)年度）と十分な整合を図るものとししました。

本計画に基づく事業の実施を通じて、強く、しなやかな八百津町の実現を目指します。

2. 計画の性格

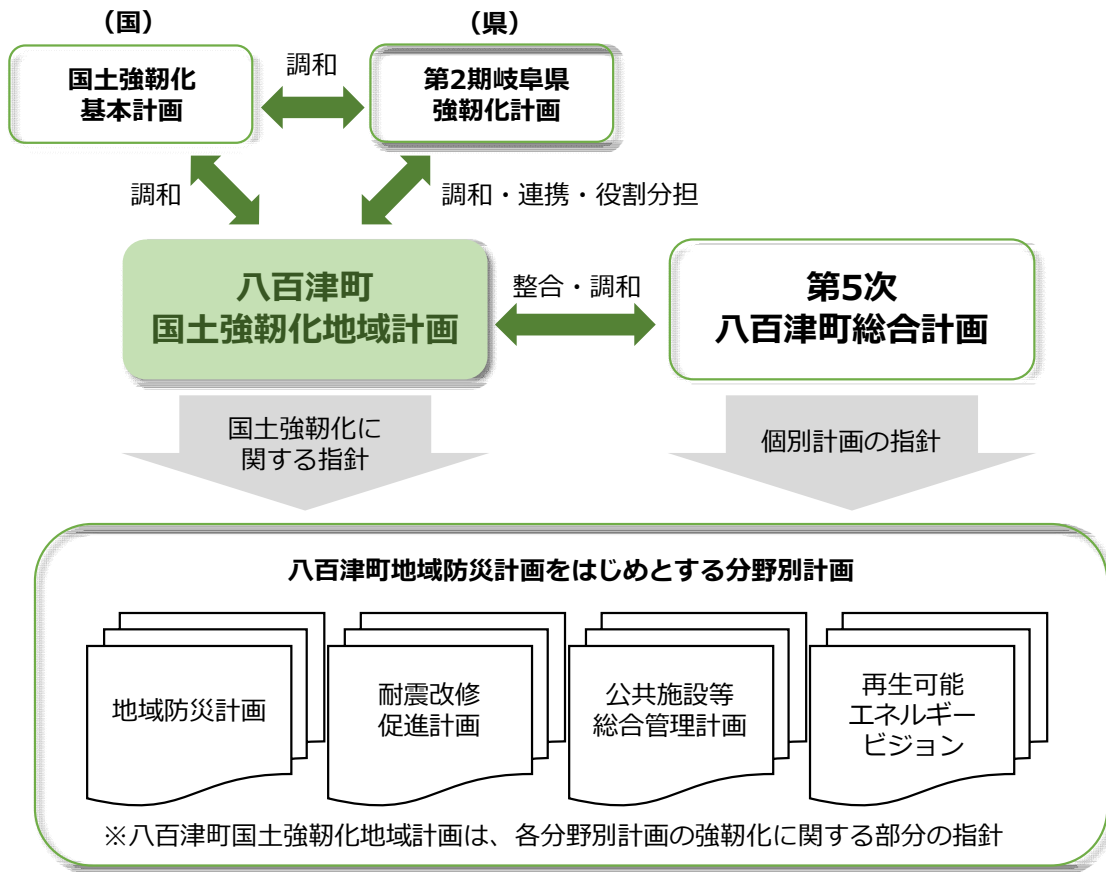
八百津町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものです。

強靱化に関する内容については、本計画以外の町の様々な計画等の指針となる性格を有するものとしします。

また、本計画では、SDGsの達成に関連する施策を明記しました。

※Sustainable Development Goals の略、平成27(2015)年の国連サミットで採択された令和12(2030)年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

図表 1 上位・関連計画との関係図



図表 2 SDGsにおける17の開発目標



3. 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和3(2021)年度から令和6(2024)年度までの4年間とします。

第1章 強靱化の基本的考え方

1. 強靱化の理念

本町は、古くから山地の崩壊、土石流の発生、水害等が発生してきましたが、過去の災害の反省を踏まえ、大規模自然災害等への備えを行ってきました。

今後、人口減少が進行し、地域防災力・活動力の低下が懸念される中であっても、災害に強く、しなやかで、活力に満ちたまちをつくり、次の世代へ引き継いでいくため、豪雨災害や巨大地震といった危機を常に念頭に置きながら、平時から備えを怠ることなく進めていかなければなりません。

2. 基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国と県の計画と調和を図り、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとします。

- 町民の生命の保護が最大限図られること
- 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

3. 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進します。

(1) 町の特性を踏まえた取組推進

- ・人口減少や少子高齢化、過疎化の進行など、本町を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組みを進めます。
- ・7.15豪雨災害（平成22(2010)年）や令和2(2020)年7月豪雨災害など過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、想定外の事態が発生することも常に念頭に置いて取組みに当たります。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みに当たります。

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、県、近隣市町、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組みを進めます。
- ・「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取組みを国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組みに当たります。
- ・非常時のみならず、日常の町民生活の安全・安心、産業の活性化等に資する対策となるよう工夫します。その際は、現在進められている「地方創生」の取組みとの連携を図ります。
- ・限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、特に事業の効率性確保に配慮します。

(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

- ・強靱化の担い手は町民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会等を通じた継続的な防災教育の取組みを進めます。
- ・平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など地域防災力の要として、防災リーダーや消防団員等防災人材の育成を男女共同参画の視点にも配慮しつつ推進します。

【参考】

国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」（要約）

（1）国土強靱化の取組姿勢

- ①強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ②長期的視野を持った計画的な取組推進
- ③地域間連携の強化と「自律、分散・協調」型国土構造の実現
- ④経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ⑤制度、規制の適正なあり方を見据えた取組推進

（2）適切な施策の組み合わせ

- ⑥ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦自助、共助及び公助の適切な組み合わせと官と民の適切な連携及び役割分担
- ⑧平時の有効活用

（3）効率的な施策の推進

- ⑨施策の重点化の推進
- ⑩既存の社会資本の有効活用
- ⑪民間資金の積極的活用
- ⑫施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬土地の合理的利用の促進
- ⑭研究開発の推進と成果の普及

（4）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑯女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
- ⑰環境との調和、景観の維持への配慮、自然環境の有する多様な機能の活用

第2章 町の地域特性

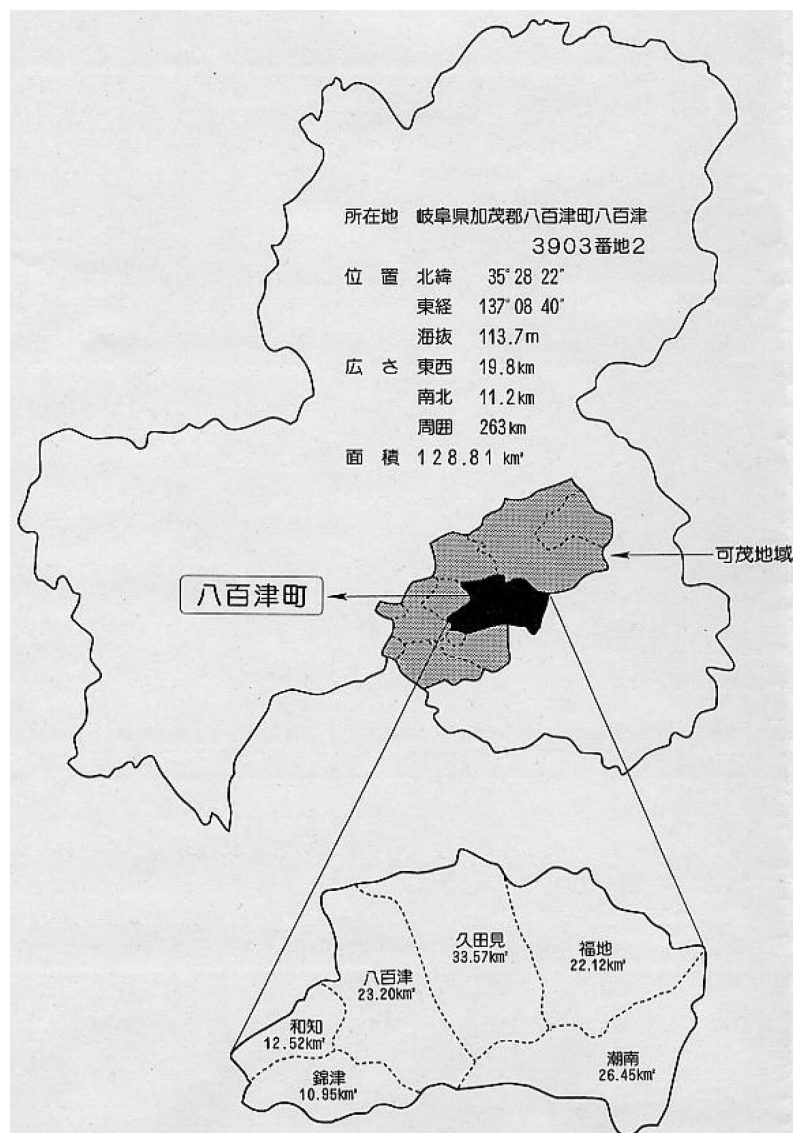
1. 地理的・地形的特性

本町は、盆地平野と木曾山脈に連なる山岳地帯からなる地域で、森林が町域の約80%を占めています。町の西部は、海拔120m前後の木曾川の河岸段丘上に住宅、農地が広がっています。西南から北東に行くに従って、平野部が丘陵地から山間地域へと変わり、町の東部では海拔500mから600mの高原に集落が点在しています。

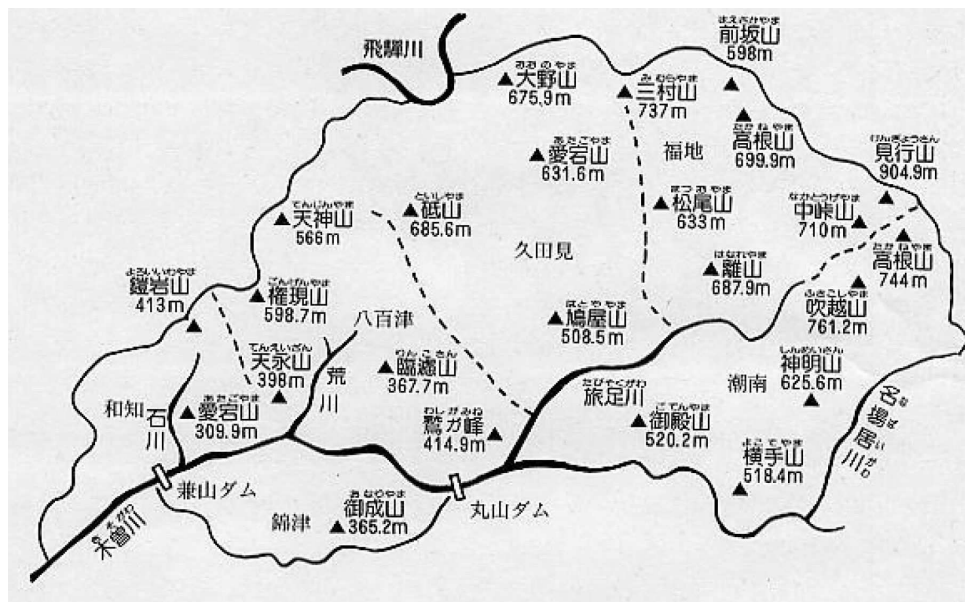
町の北側には飛驒川、町内南部には木曾川が流れています。町内の南部を東西に流れる木曾川には、名場居川、旅足川、荒川、石川等多くの支流が流入しており、古くから山地の崩壊、土石流の発生、水害等が発生しています。

地質をみると、町の大部分は、秩父古生層という堆積岩の隆起によって形成されていますが、東部の久田見地区をはじめ一部の地域は、花崗岩地帯で形成されています。また、木曾川流域一帯は新生代三紀層で形成されています。

図表 3 位置及び面積



図表 4 主な山と川

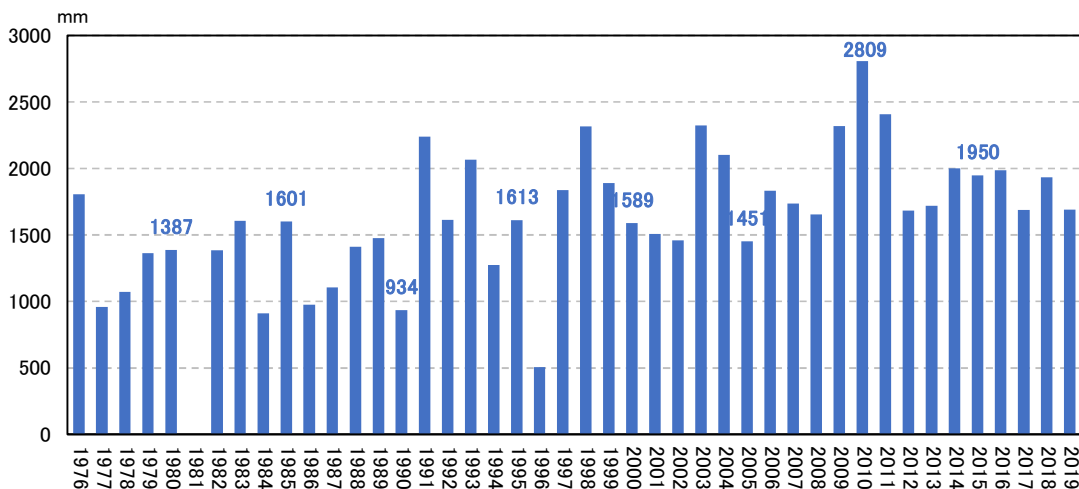


名称	最大幅員	流路延長	流域面積
木曾川	230m	21.0km	112.5km
名場居川	20m	6.5km	9.9km
旅足川	15m	22.0km	45.0km
荒川	13m	8.5km	16.9km
石川	6m	4.0km	3.6km
飛驒川	100m	2.1km	17.9km

2. 気候的特性

気候は、内陸性を帯びた表日本型であり、年間降雨量は2,000mm前後です。冬期の降雪量は県下では少ない地域に属しており、東部地域の高原地帯では気温がかなり低くなり、やや内陸型気候です。

図表 5 年間降水量の経年推移（伽藍観測所）



資料：気象庁HP

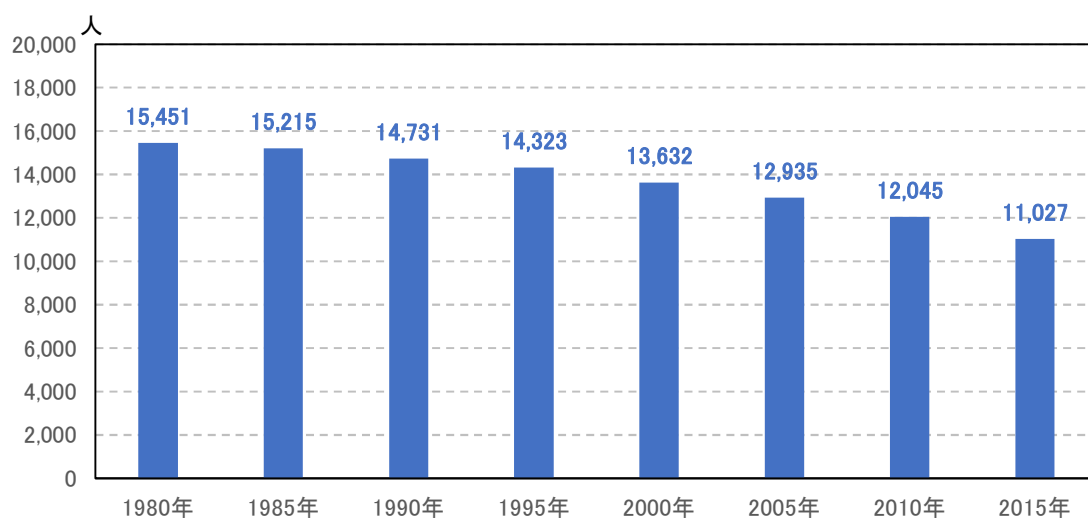
3. 社会経済的特性

(1) 人口

<人口の推移>

本町の総人口は平成27(2015)年時点で11,027人となっており、昭和55(1980)年から平成27(2015)年までの35年間で4,424人減少しています。昭和55(1980)年から昭和60(1985)年にかけて5年間の減少数は236人でしたが、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて5年間の減少数は1,018人と、減少数が多くなっています。

図表 6 人口の推移

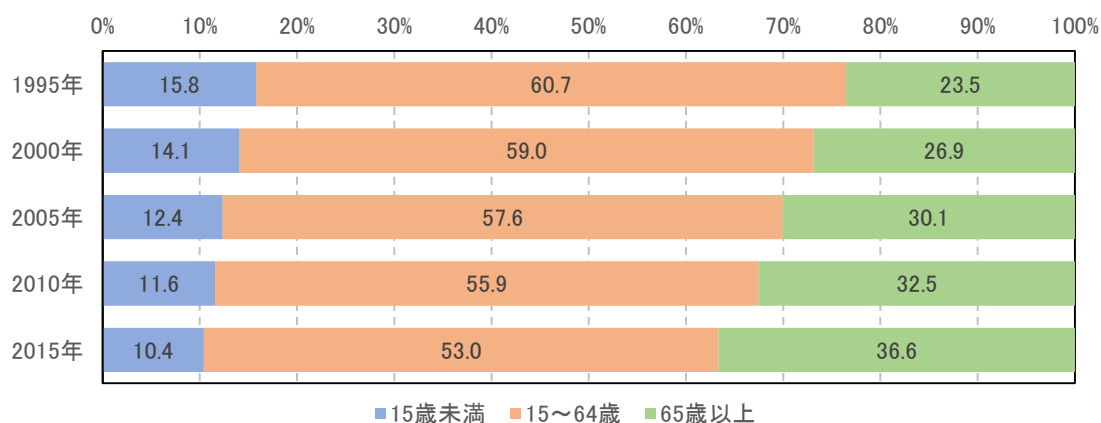


資料：国勢調査

<年齢3区分別人口の割合>

年齢3区分別人口の割合をみると、15～64歳の生産年齢人口は平成7(1995)年から平成27(2015)年までの20年間で7.7ポイント低下しており、15歳未満の年少人口は5.4ポイント低下しています。一方で、65歳以上の高齢人口は13.1ポイント上昇しており、少子高齢化が進行しています。

図表 7 年齢3区分別人口の推移



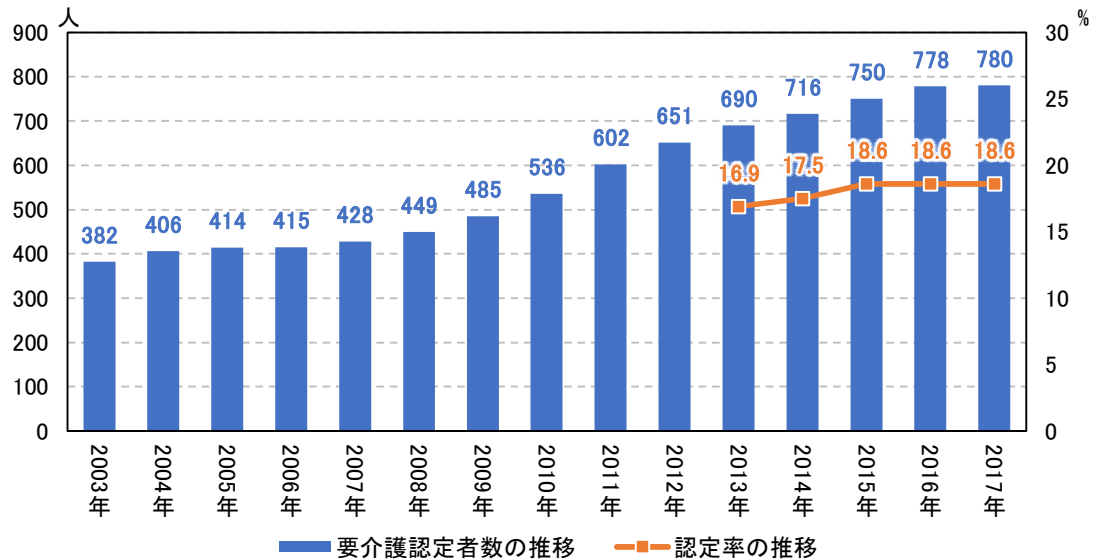
資料：国勢調査

<要介護認定者数の推移>

要介護認定者数は平成16(2004)年に400人を超えてからはわずかの伸びにとどまっていたましたが、平成20(2008)年以降伸びが大きくなりました。

要介護認定率は、平成27(2015)年までは上昇傾向でしたが、平成27(2015)年以降は18.6%のまま変化がありません。要因としては、団塊世代を含めた元気な前期高齢者が増加したことが考えられます。

図表 8 要介護認定者数の推移

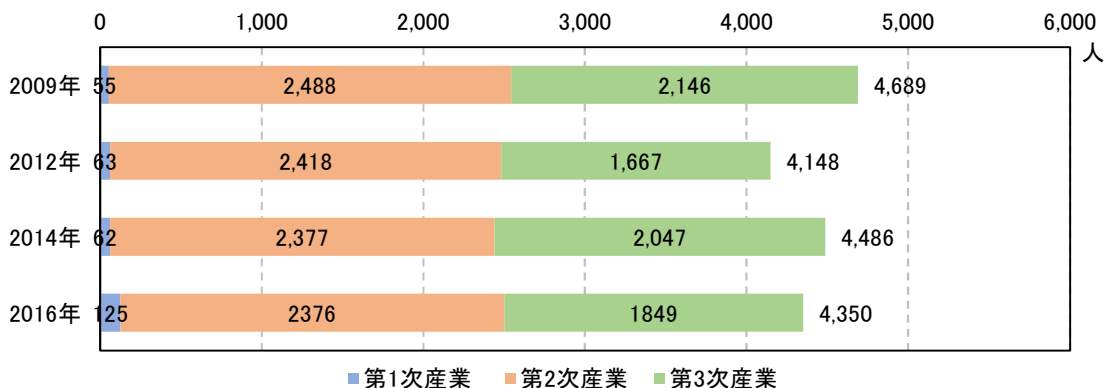


資料：やおつ高齢者いきいきプランⅦ（平成30(2018)年3月）

(2) 産業

本町の従業人口をみると、第2次産業が最も多く、次いで第3次産業、第1次産業となっています。第1次産業は平成21(2009)年から平成26(2014)年までは60人前後ですが、平成28(2016)年は125人に増加しています。第2次産業は平成21(2009)年から平成26(2014)年にかけて調査回を追うごとに少なくなっています。第3次産業は平成24(2012)年に500人近く減少していますが、平成26(2014)年にまた400人近く増加し、平成28(2016)年の従業人口は4,350人となっています。

図表 9 産業構造の推移



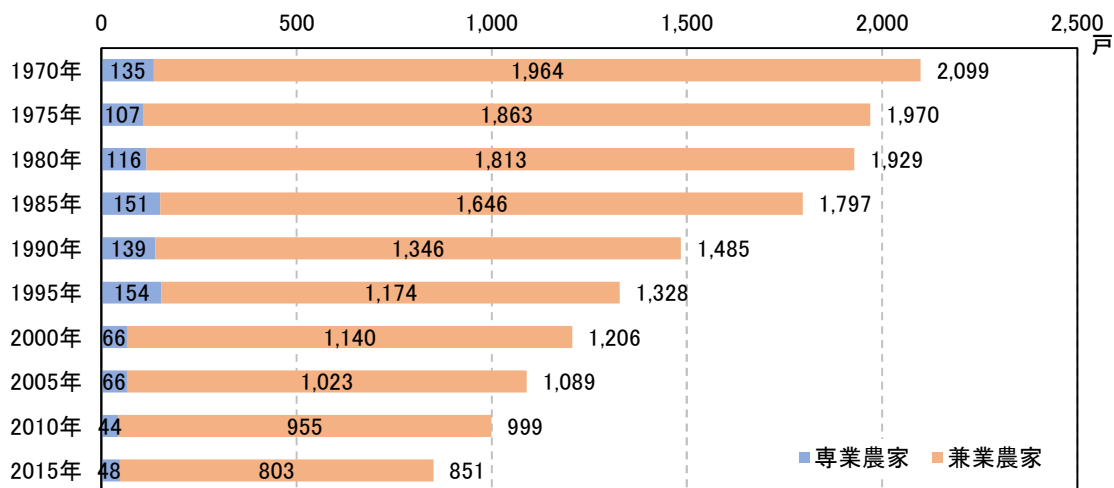
資料：経済センサス活動調査、経済センサス基礎調査

<農業>

昭和45(1970)年に2,099戸あった農家数は、平成27(2015)年には851戸まで減少しています。農家数851戸のうち専業農家は48戸で、兼業農家（自給的農家含む）が803戸となっています。

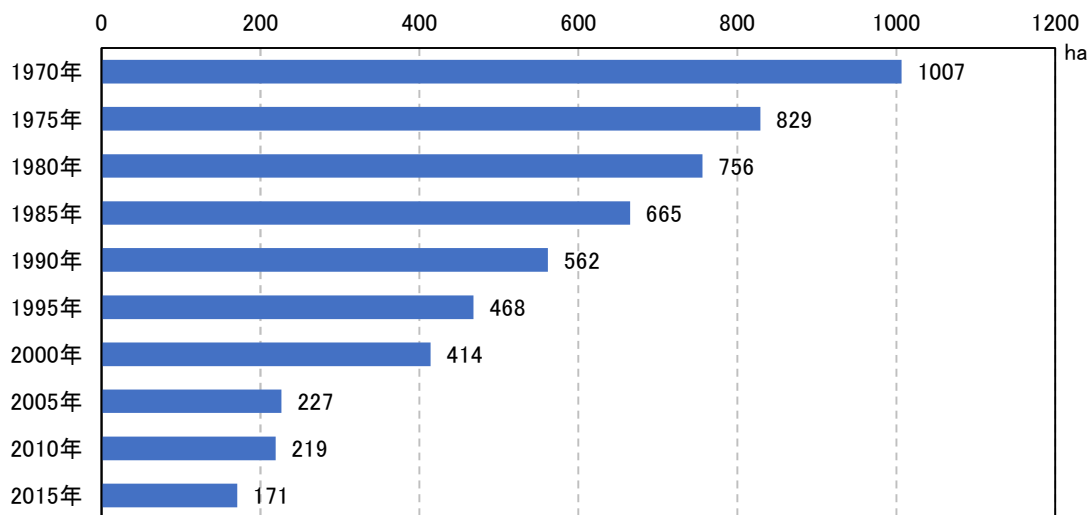
昭和45(1970)年に1007haあった経営耕地は、平成27(2015)年に171haまで減少しています。

図表 10 農家数の推移



資料：農業センサス

図表 11 経営耕地面積の推移



資料：農業センサス

<林業>

林業については、森林面積は10,291ha（民有林10,144ha、国有林147ha）であり、町の総面積の約80%を占めています。

<観光業>

本町は、豊かな自然に恵まれ、丸山ダム、蘇水峡、五宝滝等の多くの観光資源を有しています。また、国の重要文化財に指定されている明鏡寺観音堂、旧八百津発電所施設、杉原千畝の功績を称えた杉原千畝記念館、人道の丘公園があります。

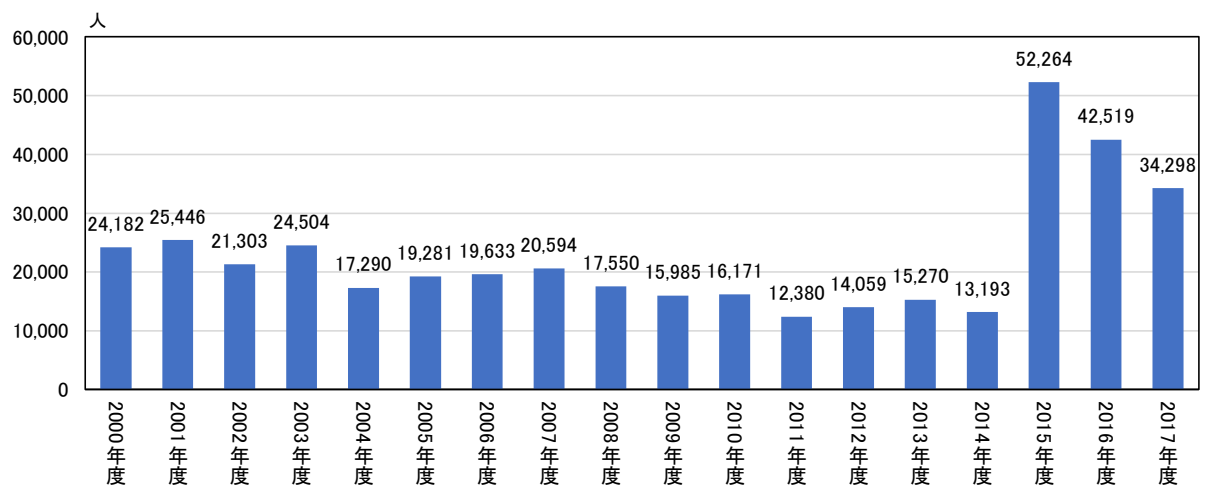
杉原千畝記念館の入館者数は、平成12(2000)年度から平成26(2014)年度まで減少傾向でしたが、映画「杉原千畝 スギハラチウネ」の公開をきっかけに平成27(2015)年度に大きく増加しています。

図表 12 主な観光地



資料：八百津町観光協会ウェブサイト

図表 13 杉原千畝記念館入館者数の推移



資料：八百津町観光協会ウェブサイト

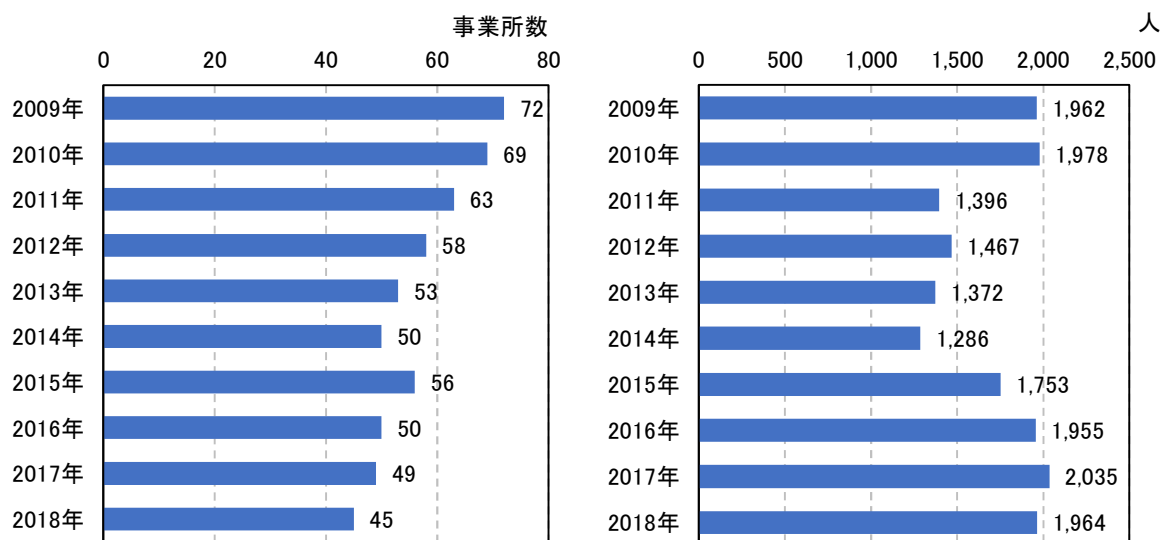
<製造業>

本町は、八百津せんべい、栗きんとんなどの製菓業、こんにゃくなどの食品製造、酒、味噌、酢などの醸造業といった地場産業が盛んです。

製造業の事業所数は、平成21(2009)年から平成30(2018)年にかけて減少傾向です。

平成29(2017)年の工業統計調査によると、製造業の事業所数は50事業所、従業者数は1,955人となっており、輸送用機械器具、プラスチック製品、金属製品、食料品製造が主要産業となっています。

図表 14 製造業の事業所数及び従業者数



資料：工業統計調査及び経済センサス（平成23(2011)年,平成27(2015)年）

<地域振興>

平成23(2011)年より地元農作物や特産品を販売する店舗（1店舗）が地元団体により運営されています。年間で約4万人の来客があり、地域振興に寄与しています。

図表 15 しおなみ山の直売所



資料：八百津町HP

(3) 土地利用

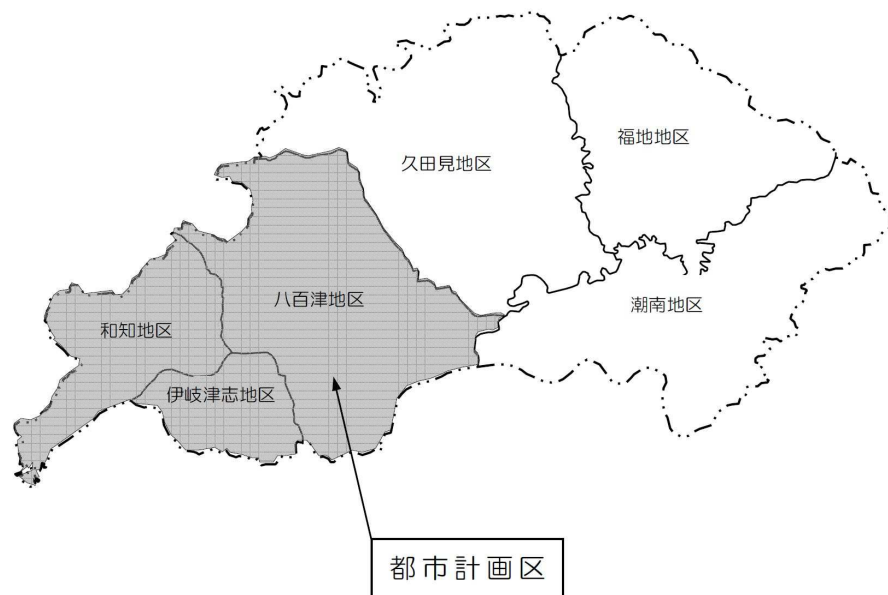
本町は、昭和34(1959)年に八百津、伊岐津志、和知地区の一部が都市計画区域に指定され、昭和49(1974)年に八百津、伊岐津志、和知地区の全域が指定されています。昭和46(1971)年には農業振興地域の指定を受けています。

都市計画区域は線引き（市街化区域、市街化調整区域の設定）、用途地域が指定されていない状況で、都市計画区域は47.37km²、八百津町行政区域面積の36.8%、都市計画区域内の人口は、平成29(2017)年4月1日時点で9,314人と八百津町総人口の82.1%を占めています。

農業振興地域は、山林以外の集落地を中心にほぼ全域に広がっています。

自然公園地域は、飛騨木曽国定公園として、木曽川周辺に指定されています。

図表 16 都市計画区域



(4) 建物

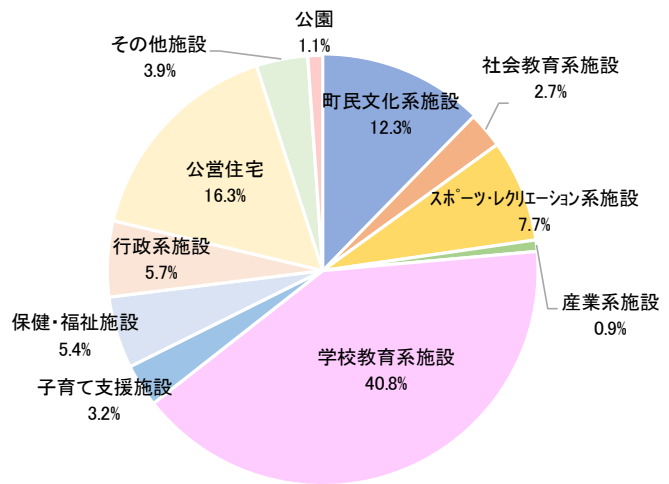
< 公共施設等の整備状況 >

本町が保有する公共施設の延床面積は81,850m²、学校教育系施設と公営住宅で延床面積全体の5割以上を占めています。年度別整備状況をみると、築30年を経過する施設が延床面積全体の66%を占めています。

総務省の調査結果によると、人口1万人以上3万人未満の自治体における築30年以上の施設の割合は、平均35.9%となっていることから、本町の公共施設は老朽化が進行していることがわかります。

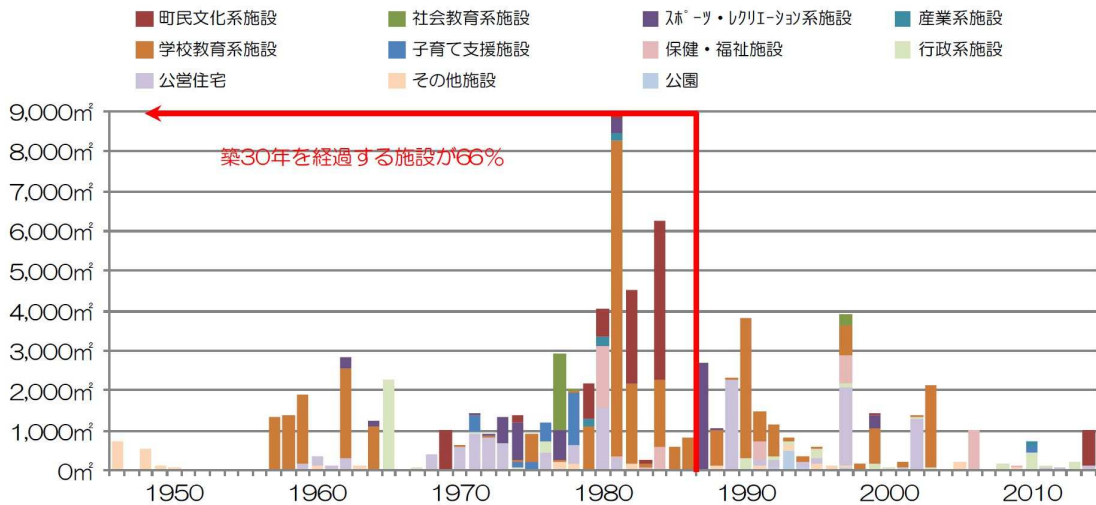
図表 17 公共施設の用途別保有状況

用途	延床面積	構成比率
町民文化系施設	10,094.65㎡	12.3%
社会教育系施設	2,204.42㎡	2.7%
スポーツ・レクリエーション系施設	6,298.04㎡	7.7%
産業系施設	708.21㎡	0.9%
学校教育系施設	33,393.76㎡	40.8%
子育て支援施設	2,658.02㎡	3.2%
保健・福祉施設	4,412.02㎡	5.4%
行政系施設	4,666.27㎡	5.7%
公営住宅	13,331.08㎡	16.3%
その他施設	3,179.50㎡	3.9%
(うち普通財産)	(1,673.08㎡)	(2.0%)
公園	904.36㎡	1.1%
合計	81,850.33㎡	100.0%



資料：八百津町公共施設等総合管理計画（平成28(2016)年3月）

図表 18 公共施設の年度別整備状況



資料：八百津町公共施設等総合管理計画（平成28(2016)年3月）

<空家等の状況>

本町で空家と思われる家屋は336戸、うち破損等が見受けられるものが64戸となっています。

空家等が放置されると、建物自体の倒壊や屋根の落下、外壁の崩壊などが発生し、近隣住民等に対して防災上とても危険な問題を引き起こします。特に密集市街地や交通量の多い道路、通学路に空家が位置している場合は、倒壊した場合の被害が大きくなります。

図表 19 八百津町における空家戸数

地区名	空家と思われる戸数	
		うち危険であると思われる空家
八百津	1 3 1	2 3
錦津	2 7	4
和知	4 7	7
久田見	8 2	2 2
福地	2 2	3
潮南	2 7	5
合計	3 3 6	6 4

資料：八百津町空家等対策計画（令和2(2020)年3月）

（5）行財政

財政面においては、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少により、税収が減少しています。さらに、老年人口の増加による医療・介護の社会保障費の増大と、昭和50(1975)年代半ばから昭和60(1985)年代にかけて集中して整備された公共施設が、建設から30年以上経過し、老朽化が進み、維持管理、大規模改修、長寿命化等に多大な費用が必要となり、財政を圧迫する状況から、ますます厳しい財政運営となることが懸念されます。

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1. 風水害、土砂災害、渇水、大雪

(1) 風水害

木曾川をはじめ、木曾川に流入する多数の支流の流域に位置しているため、これまでも台風や集中豪雨に伴う悪条件が重なると、風水害による被害が発生しています。

代表的なものとしては、昭和34(1959)年の伊勢湾台風があげられます。死者2人、負傷者13人、家屋等の全壊78戸、半壊486戸、床下浸水120戸という甚大な被害を被り、災害救助法が適用されました。昭和36(1961)年の台風18号(第2室戸台風)においても、家屋等の半壊81戸という大きな被害が出ています。また、昭和58(1983)年の9.28災害では、集中豪雨によって木曾川が増水し、家屋等の全壊・半壊各1戸、床上浸水17戸、床下浸水12戸のほか、錦織つり橋の流出や木曾川護岸の破壊等の被害に見舞われました。これ以外にも、昭和43(1968)年、昭和51(1976)年、平成11(1999)年にも台風・豪雨に起因する水害によって、床上・床下浸水の被害が発生しています。

(2) 土砂災害

地形・地質的特徴から、台風や集中豪雨、地震等が原因となって、傾斜地が崩壊したり、土石流が発生したりする可能性があります。

記憶に新しいところでは、平成22(2010)年7月15日、約5時間で250mm前後という梅雨前線による局地的豪雨によって野上地区において土石流が発生、死者3人という被害に見舞われました。加えて、河川の氾濫や住宅への浸水、がけ崩れや道路の寸断、田畑の流出・冠水等、町内全域にわたって甚大な被害が発生しました。翌年の平成23(2011)年9月にも、台風15号によって八百津地区の裏山が崩壊し、負傷者が1人出ています。

本町は、町域の約8割を森林が占めていますが、適正管理された山林の減少等による森林の保水機能の低下により、短時間の豪雨でも急激な増水や水害、土砂災害の危険が生じるようになったともいわれています。今後も上記のような災害が発生する可能性は否定できず、適切な対策を講じていくことが求められています。

(3) 渇水

短時間強雨や大雨が発生する一方、年間の降水の日数は減少しており、岐阜県においてもしばしば出水が制限されている渇水が生じています。特に、平成6(1994)年の列島渇水では、岐阜県では厳しい節水を強いられ一部地域で一時断水が発生するなど、県民生活に影響を及ぼしました。

また、将来においても無降雨日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予想されており、既存の水資源開発施設の能力を上回る甚大な渇水被害の発生が懸念されています。こうした渇水が発生した場合でも、危機的な被害が発生しないような対策が求められます。

(4) 大雪

平野部の積雪はあまり多くありませんが、山間部はほぼ毎年15～20cmの積雪があります。また、雪崩等による家屋の倒壊や埋没等、直接的な雪害の危険は大きくありませんが、福地、潮南地区は、降雪が寒さのために凍結することがあり、2月から3月にかけての数日間、交通に支障をきたす場合があります。

図表 20 発生した甚大な風水害等（災害履歴）

発生日	被害等の概要
平成22(2010)年 7月	東北地方から日本海沿岸に停滞した梅雨前線によって、温かく湿った空気が流れ込んだことにより、大気の状態が非常に不安定となり、甚大な被害が発生。家屋の全半壊や床上・床下浸水、法面崩壊等の被害があった。
平成30(2018)年 9月4日	台風21号の接近により暴風警報が発令。猛烈な風で木や電柱が倒れ、生活道路の通行止めやライフラインが3日間停止するなど甚大な被害があった。特に福地地内では土砂災害による停電が発生し、その影響で飲料水の供給ができなくなった。東部地区971世帯を対象に緊急給水所を3か所開設。近隣の美濃加茂市及び可児市からも給水車の応援を受けた。
令和2(2020)年 7月8日	午前7時頃、八百津町八百津・野上・伊岐津志地内において、突風による屋根瓦が破損するなど全体で171件の被害があった。

図表 21 被害状況写真（平成22(2010)年7月15日豪雨災害）



2. 巨大地震

(1) 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

海域（海溝等）を震源域とする地震は、海溝型地震と呼ばれます。近くでは、四国から東海にかけての海域で、ほぼ100年から150年に一度、東海地震・東南海地震・南海地震の震源域において繰り返し大規模な地震が発生しています。しかし、約70年前からは、東南海地震・南海地震の震源域でしか地震が発生していません。とりわけ東海地震の震源域については、前回発生（1854年安政東海地震）して以来、すでに170年近く経過しているため、その地域を震源とする地震が近いうちに発生する可能性が高いといわれています。

岐阜県の「平成23～24(2011～2012)年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」による、本町において想定される地震動、建物被害、人的被害等については次の表のとおりです。本町は、南海トラフ巨大地震において、最大震度6弱の揺れがあると予測されています。

図表 22 八百津町における南海トラフ巨大地震の被害想定等

		被害状況等			
現象	地震動	最小：震度5強、最大：震度6弱 岐阜県全域が震度5強以上の揺れに見舞われる。			
	液状化	地震動の継続時間が長いことから、液状化判定の対象となる緩い地盤のほとんどの範囲において液状化が発生する可能性が高いと予測される。			
被害等	建物被害		全壊	半壊	
		揺れ	34棟	513棟	
		液状化	16棟	25棟	
		合計	50棟	538棟	
	火災		午前5時	正午	午後6時
		炎上出火件数	0件	0件	1件
		残火出荷件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	1棟
	人的被害		午前5時	正午	午後6時
		死者数	2人	1人	1人
		負傷者数	107人	68人	67人
		重傷者数	4人	5人	4人
		要救出者数	4人	2人	3人
		避難者数	301人		
	帰宅困難者数	38人			

※地震による被害は、地震の発生時刻や気象条件により変化することから、「冬の午前5時」および「夏の昼12時」、「冬の午後6時」の3ケースについて被害想定が行われている。

(2) 内陸直下地震

内陸直下地震には、活断層が原因となって発生するものがあり、阪神・淡路大震災（平成7(1995)年）、新潟県中越地震（平成16(2004)年）などがこれにあたります。岐阜県は、全国的にみて活断層の分布密度がかなり高い地域とされています。内陸直下型地震の原因となる活断層は大小あわせて約100本が確認されています。

本町周辺にも、阿寺断層帯や濃尾断層帯といった活断層が存在しています。天正地震（天正13(1586)年）、濃尾地震（明治24(1891)年）等、過去にはこれらの活断層の活動が原因と考えられる地震が起こっており、今後もこれらの活断層に起因する発生する可能性があります。

なお、本町に最も近い阿寺断層は、東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動等の影響

第3章 計画策定に際して想定するリスク

により地震発生確率が高くなっている可能性が指摘されており、その阿寺断層系地震では、震度5弱～5強の揺れがあると予測されています。

活断層は全てが確認されている訳ではありません。本町直下にまだ確認されていない活断層があり、それが原因で地震が起こる可能性がないとはいえません。『八百津町地震防災マップ』（八百津町、平成20(2008)年）は、直下型地震（M6.9）を想定して作成されており、川沿いや谷あいの低地部の広い範囲で震度6弱の揺れがあると予想されています。

図表 23 八百津町における阿寺断層系地震の被害想定等

		被害状況等			
現象	地震動	最小：震度5弱、最大：震度5強			
	液状化	液状化発生する可能性が極めて低いと予測される。			
被害等	建物被害		全壊	半壊	
		揺れ	1棟	117棟	
		液状化	0棟	0棟	
		合計	1棟	117棟	
	火災		午前5時	正午	午後6時
		炎上出火件数	0件	0件	1件
		残火出荷件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	1棟
	人的被害		午前5時	正午	午後6時
		死者数	0人	0人	0人
		負傷者数	23人	17人	16人
		重傷者数	0人	0人	0人
		要救出者数	0人	0人	0人
		避難者数	56人		

図表 24 岐阜県活断層図



図表 25 県内で甚大な被害が発生した地震災害

発生年	名称	被害等の概要
安政5(1858)年	飛越地震	飛騨と越中(富山県)境を震源とした内陸直下地震。県内の死者203人。
明治24(1891)年	濃尾大震災	全国の死者・行方不明者7,273人、全壊家屋142,177戸。
昭和19(1944)年	東南海地震	紀伊半島南東沖を震源とした海溝型地震。全国の死者・行方不明者は1,223人。県内の死者13人。
昭和21(1946)年	南海道地震	潮岬南方沖を震源とした海溝型地震。全国の死者・行方不明者は1,330人。県内の死者14人。

図表 26 近年県外で甚大な被害が発生した地震災害

発生年	名称	被害等の概要
平成28(2016)年	熊本地震	熊本地方を震源とした震度7の地震が立て続けに2回発生。熊本県を中心に死者228人。
平成30(2018)年	大阪府北部地震	大阪府北部を震源とした地震。大阪府を中心に被害が発生。死者4人。
平成30(2018)年	北海道胆振東部地震	北海道胆振地方中東部を震源とした地震。厚真町を中心に多数の山崩れ、道内で大規模停電が発生。死者42人。

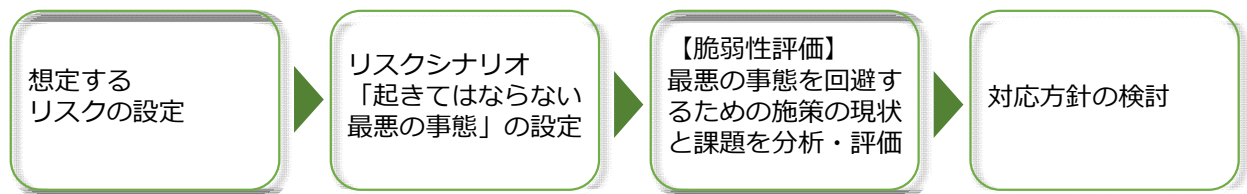
第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことです。

国の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討しています。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討します。



2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で脆弱性評価を実施しています。

具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っています。

また、県の強靱化計画においては、本県の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・統合を行い、7つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。

本計画においては、県計画を参考としつつ、本町の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と25の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

図表 27 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		3	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		4	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	5	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		6	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		7	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		8	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
		9	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		10	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	11	役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		12	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	13	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	14	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		15	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		16	食料や物資の供給の途絶
6	ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	17	ライフライン（電気、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		18	地域交通ネットワークの分断
		19	異常湧水等による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	20	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		21	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	22	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		23	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		24	幹線道路の損壊や広域的な地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		25	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

※サプライチェーン：商品が消費者に届くまでの原料調達から製造、物流、販売といった一連の流れを指す。

図表 28 参考「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」（岐阜県）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		3	大規模土砂災害・火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		4	亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死者の発生
		5	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生
		6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	7	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		8	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		9	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		10	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
		11	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	12	県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		13	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	14	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		15	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		16	食料や物資の供給の途絶
5	ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	17	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		18	地域交通ネットワークの県内各地での分断
		19	異常湧水等による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	20	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		21	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	22	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		23	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		24	幹線道路の損壊や広域的な地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		25	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		26	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

前記25項目の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現在の施策を抽出し、取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価しました。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、施策分野ごとの脆弱性評価も行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行いました。なお、施策分野は、総合計画との整合性を重視して、総合計画の基本施策と同じものとししました。「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果は、別紙1のとおりです。

図表 29 個別施策分野

基本目標 1 笑顔で寄り添う福祉と健康のまちづくり	(1) 健康づくりの推進
	(2) 地域福祉の充実
	(3) 少子化対策の充実
	(4) 高齢者福祉の充実
	(5) 障がい者福祉の充実
基本目標 2 快適な生活を過ごせる安心・安全なまちづくり	(6) 暮らしやすいまちの整備
	(7) 道路・交通網の整備
	(8) 住宅・宅地の整備
	(9) 治山・治水対策の推進
	(10) 上下水道の整備
	(11) 自然と共生したまちづくり
	(12) 消防・防災体制の充実
	(13) 交通安全・防犯対策の充実
基本目標 3 優しく郷土愛を育む歴史・文化のまちづくり	(14) 学校教育の充実
	(15) 生涯学習の推進
	(16) 生涯スポーツの振興
	(17) 地域文化の振興
基本目標 4 ともに考え、ともに創る魅力・にぎわいのあるまちづくり	(18) 農業の振興
	(19) 林業の振興
	(20) 商業の振興
	(21) 工業の振興
	(22) 観光の振興
	(23) 再生可能エネルギーの推進
	(24) 協働による行政の推進
	(25) 広域行政の推進

※総合計画の基本施策のうち「人道のまちづくり」「青少年の健全育成」「国際化への対応と交流活動の推進」については、国土強靱化と関連性を考慮し、本計画の施策分野からは削除。

第5章 強靱化の推進方針

1. 推進方針の整理及び施策目標とする指標の設定

脆弱性評価結果に基づき、設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策の推進方針と優先的に取り組む個別具体的施策、重要業績評価指標（K P I）を設定しました。

施策分野別の推進方針は、別紙2として整理しています。

※K P I…Key Performance Indicatorの略、推進方針ごとの進捗譲許を検証するために設定する指標。

2. 起きてはならない最悪の事態ごとの強靱化の推進方針

(1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

【公共施設の維持・修繕・管理】

- ・八百津町公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化の進んだ施設（保育園、保健センター、小学校、中学校、公民館、スポーツ施設等）の修繕又は建替え、撤去を進めます。[健康福祉課、教育課]
- ・既存町営住宅の計画的な維持管理・更新を行うとともに、新たに建設する場合は、可能な限り不燃構造とします。[建設課]

【住宅・建築物等の耐震化・防火対策の推進】

- ・八百津町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断に対する補助及び耐震補強工事に対する補助の実施や相談体制の整備、情報提供の充実等を行い、耐震化の促進を図ります。さらに、窓ガラス等の落下防止対策等が進むよう指導・啓発を行います。[建設課]

【被災建築物の応急危険度判定体制の整備】

- ・地震により被災した建築物及び宅地が二次災害に対して安全であるか判定を行う技術者を確保するため、平常時から技術の向上などに努めます。[建設課]

【空家対策等の推進】

- ・空家等の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、八百津町空家等対策計画に基づき、空家の利活用や除去を進めます。また、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備など、総合的な空家対策を推進します。[地域振興課、

建設課]

【主要幹線道路等輸送路の確保】

- ・道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行います。また、点検結果に基づいて計画を策定し、維持補修工事を推進します。[建設課]
- ・道路・橋梁等の耐震化対策等を実施するとともに、落石危険箇所等の防災対策を推進します。[建設課]

【市街地整備の促進】

- ・主要道路等の骨格的な施設の整備、老朽木造住宅密集地の解消等により、都市の防災機能の向上を図るため、市街地再開発事業や密集市街地（八百津市街地地区、対象地区は適宜見直し）の面的整備を促進します。[建設課]

【ブロック塀等の倒壊防止対策】

- ・町民に対して、倒壊防止のための知識の普及、向上に努めるとともに、建築基準法に定める基準の遵守を指導します。[建設課]

【移動の円滑化】

- ・国、県との連携により、主要道路の歩車分離と十分な広さの歩道の確保を進めます。[建設課]
- ・歩道の段差や障害物の除去、視覚障がい者用誘導ブロックの設置など道路整備を進めます。[建設課]

【災害危険地域に関する調査・計画・対策】

- ・地域ごとに被害想定を作成し、それに対応するために、災害危険地域単位で情報の収集・伝達、災害に対する警戒、避難体制等の計画の立案、町民への周知・徹底を行います。[建設課、防災安全室]
- ・ドローンを活用した災害危険区域の調査や災害発生時の被害状況の把握ができるよう、職員の研修等を行います。[防災安全室]
- ・言語、生活習慣、防火意識の異なる外国人や旅行者等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとします。[防災安全室]
- ・防災教育・防災訓練の実施、インターネットやSNSなど多様な手段を用いた多言語による災害情報の提供を行います。[防災安全室]

【査察・指導の強化】

- ・消防法に基づいて防火管理者を定める必要がある防火対象物、消防用設備の設

置を義務付けられている施設において、危険物の保守体制の確立に向けて、可茂消防本部の予防査察により、必要な指導を行います。[防災安全室]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
耐震診断実施戸数	80戸(H27)	125戸(R6)

（２）集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

【総合的な水害対策の推進】

- ・浸水想定区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援します。[健康福祉課、防災安全室]
- ・平常時からダム施設管理者との協力体制の確立を図り、ダム放流警報の町民への伝達を徹底します。[防災安全室、建設課]
- ・新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成に向け、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。[建設課、防災安全室]
- ・河川や排水路の氾濫区域解消を目指し、排水能力を向上するために、河川や排水路の改修や新規排水路の整備を推進します。また、水害時の避難対策の強化に向け、管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図ります。[建設課]
- ・内水による浸水被害の防止・軽減のため、下水道による浸水対策を進めます。[建設課]
- ・対策に従事する職員や町民に対して、水害災害に関する知識、技術の教育と防災思想の普及徹底に当たるとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、図上訓練（ロールプレイング式訓練）などを取り入れた防災訓練を実施します。[防災安全室]
- ・国土交通省が作成した洪水浸水区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、町民へ周知徹底を行います。[防災安全室]
- ・浸水区域内に存する公共施設について、避難所及び災害対策拠点となる施設の浸水区域外へ移転整備を検討します。[防災安全室]

【災害危険地域に関する調査・計画・対策】

- ・地域ごとに被害想定を作成し、それに対応するために、災害危険地域単位で情報の収集・伝達、災害に対する警戒、避難体制等の計画の立案、町民への周知・徹底を行います。[防災安全室]
- ・ドローンを活用した災害危険区域の調査や災害発生時の被害状況の把握ができ

るよう、職員の研修等を行います。[防災安全室]

【主要幹線道路等輸送路の確保】

- ・道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行います。また、点検結果に基づいて計画を策定し、維持補修工事を推進します。[建設課]
- ・洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施します。[建設課]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
下水道による浸水対策達成率 浸水対策完了済み面積（ha）／浸水対策を実施すべき面積（ha）	61.5%(H27)	72.1%(R2)
浸水区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	100%(R2)	100%(R6)

（3）大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

【総合的な土砂災害対策の推進】

- ・土砂災害警戒区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援します。[健康福祉課、防災安全室]
- ・対策に従事する職員や町民に対して、土砂災害に関する知識、技術の教育と防災思想の普及徹底に当たるとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、図上訓練（ロールプレイング式訓練）などを取り入れた防災訓練を実施します。[防災安全室]
- ・山林植樹事業等を実施して林野の保全対策を総合的かつ計画的に推進し、防水機能、水源涵養機能、土砂流出防止機能等の確保を図ります。[農林課]
- ・山崩れ、土石流による災害の激化を防ぐとともに、河床の安定を図るため、土石流災害が発生する可能性がある溪流や、人家密集地区等への影響の大きい地区を中心として、砂防えん提及び溪流保全工等の事業の促進を図ります。[建設課]
- ・亀裂の発生、地盤隆起、陥没等の地すべり現象がみられる地区については、調査により原因を把握した上で、それぞれの地区に適した地すべり防止工事の促

進を図ります。[建設課]

- ・災害予防上必要度の高いものから、ため池の改修・補強事業を順次実施します。

[建設課]

- ・急傾斜地崩壊危険区域の改良を実施します。[建設課]
- ・傾斜地等に土地造成を行った場合、土砂崩れや擁壁崩壊等が起きないように、土地造成業者に対し、土留め施設の整備等の安全対策の指導を行います。また、崩壊の危険のある既存の土留め施設等については、危険を周知し、防災対策を確立するよう指導します。[建設課]
- ・必要に応じて計画を策定するとともに、山地に起因する災害等の被害を最小限に防止するよう努めます。[建設課]

【災害危険地域に関する調査・計画】

- ・地域ごとに被害想定を作成し、それに対応するために、災害危険地域単位で情報の収集・伝達、災害に対する警戒、避難体制等の計画の立案、町民への周知・徹底を行います。[防災安全室]
- ・ドローンを活用した災害危険区域の調査や災害発生時の被害状況の把握ができるよう、職員の研修等を行います。[防災安全室]

【主要幹線道路等輸送路の確保】

- ・道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行います。また、点検結果に基づいて計画を策定し、維持補修工事を推進します。[建設課]
- ・災害発生後の緊急輸送の確保等の観点から、落石危険箇所等の防災対策を推進します。[建設課]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
浸水区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	100%(R2)	100%(R6)

（４）避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

【防災情報通信システムの維持管理】

- ・移動系防災無線の整備及び同報系防災行政無線のデジタル施設への更新を実施します。[防災安全室]
- ・防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワ

ークシステム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、音声のほか文字や画像による情報提供や伝達手段の多重化、多様化に努めます。[防災安全室]

【要配慮者支援の実施】

- ・ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援します。[健康福祉課]
- ・ 要配慮者に十分配慮した緊急通報システムなど、情報提供設備の導入・普及を図ります。[健康福祉課]
- ・ 一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、見守りネットワーク活動や要配慮者支援マップの整備を通じて、要配慮者の実態を把握し、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図ります。[健康福祉課]

【情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

- ・ 障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた多様な方法による情報提供サービスを充実させます。[健康福祉課、防災安全室、総務課]

【災害危険箇所・安全な避難路等の周知】

- ・ 町民に危険箇所を周知し、安全な避難路等の把握を促すため、定期的にハザードマップの更新、配布を行います。[防災安全室、建設課]

【移動の円滑化】

- ・ 国、県との連携により、主要道路の歩車分離と十分な広さの歩道の確保を進めます。[建設課]
- ・ 歩道の段差や障害物の除去、視覚障がい者用誘導ブロックの設置など道路整備を進めます。[建設課]

【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

- ・ 災害時に確実に防災行政無線を使用できるよう、職員等において使用方法の習熟を図ります。[防災安全室]
- ・ 災害時の町民への情報伝達に、ラジオ、テレビ等の民間放送も活用できる体制を確立します。テレビ局やラジオ局と連携し、そのデジタル化の進捗などに合

わせ、情報提供の充実を図ります。[防災安全室、総務課]

- ・防災拠点や避難所での利用も視野に入れ、Wi-Fi環境整備の充実を図ります。
[総務課]
- ・平常時からダム施設管理者との連携を強化し、ダム放流警報の町民への伝達は、防災無線・すぐメール・ホームページの活用により広報を徹底します。[防災安全室]
- ・緊急時に備えて、河川管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図ります。[建設課、防災安全室]

【減災・防災データの活用】

- ・災害に関わる気象情報を速やかに把握するため、河川情報センター岐阜県防災情報通信システム、岐阜県土砂災害警戒情報ポータルの情報や岐阜地方気象台の気象情報を活用します。[防災安全室]
- ・同報系テレメータ（雨量計）設備を設置し、その有効利用に努めます。[防災安全室]

【防災人材の育成】

- ・効果的な防災活動のため、消防職員OB等の専門知識を活かして、町民に対して地域密着型の指導を行うとともに、実践的な防災訓練や図上訓練、研修会等によってリーダーの育成を図ります。[防災安全室]
- ・防災意識の高揚や地域の防災力の強化のため、自主防災組織の拡充や防災リーダーの育成などの支援を行います。[防災安全室]
- ・中高生を対象に防災士の資格取得を支援します。[防災安全室]

【地域防災力の向上】

- ・町民が速やかに安全な場所に避難できるよう、各種ハザードマップの作成・公表・周知及び火災予防・地震対策等の防災知識の普及を行います。[防災安全室、建設課]
- ・図上訓練などを取り入れた防災訓練を実施し、避難体制の向上に努めます。[防災安全室]

【防災教育の推進】

- ・学校において、防災教育のための指導時間などを確保し、防災教育を充実に努めます。[教育課]
- ・学校における防災教育の一環として「出前講座」を実施します。[教育課]
- ・県及び関係機関の協力のもと、町民や町内の事業者等を対象として、講演会、ポスター・チラシ、広報紙、インターネット等、様々な手段を活用しながら、あらゆる機会をとらえて災害予防及び応急対策についての知識や技術の普及を

進めます。[教育課]

- ・職員教育や学校教育においても防災知識の普及を図り、自助・共助や男女参画も加味した地域防災力の向上を推進します。[教育課]
- ・地域で発生した過去の災害からの教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、関連資料を広く収集・整理し、適切に保存します。収集した資料を広く一般に閲覧できるよう努め、町民による災害教訓伝承のための取り組みを支援します。[教育課]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
見守りボランティア登録者数	81人(R2)	200人(R6)
避難行動要支援者名簿登録・配布同意率	78.8%(R1)	90.0%(R6)

(5) 被災地での食料・飲料水等、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【非常用物資の備蓄促進】

- ・指定避難所において、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレなどの整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮します。[健康福祉課、教育課]
- ・必要な場合は、指定施設の周辺に備蓄施設を確保し、地域完結型の備蓄に取り組みます。[健康福祉課、教育課]
- ・防災資機材倉庫等を自主防災組織（自治会）ごとに設置して防災資機材の備蓄を進めることにより、自主防災活動の充実と地域防災力の強化に努めます。[防災安全室]
- ・小・中学校における備蓄非常食購入（備蓄食料 アルファ米）を促進します。[教育課]
- ・避難者への食糧の提供に備え、学校給食共同調理場の大規模改修を実施します。[教育課]

【主要幹線道路等輸送路の確保】

- ・道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行います。また、点検結果に基づいて計画を策定し、維持補修工事を推進します。[建設課]

【上水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

- ・国や県からの補助金及び交付金を活用しながら、緊急避難場所までの配水管路

の耐震化など、配水管路の整備を計画的・効率的に進めます。[水道環境課]

- ・災害時や濁水等の緊急時に対応した給水拠点の設定や飲料水給水計画の策定を進めます。[防災安全室、水道環境課]

【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点を設置します。[防災安全室]
- ・民間事業者のノウハウ・能力・施設等が活用できるよう、委託可能な災害対策業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、関連する事業者とあらかじめ協定を結びます。[防災安全室]
- ・国や民間物流事業者などと連携し、物資調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関と訓練を実施します。[防災安全室]

【電力の安定供給の確保】

- ・道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を行います。[防災安全室]
- ・電力会社との連絡体制を強化し、電力の供給停止・復旧等に関する情報を得る等、災害時の電力の安定供給や応急対策に努めます。[防災安全室]

【帰宅困難者対策の推進】

- ・企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促します。[総務課]
- ・帰宅途中で救援が必要になった人に対する救援や避難所への救助対策等を図るとともに、企業、放送事業者、防災関係機関等から情報を収集し、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートや支援ステーション（コンビニエンスストア等）に関する情報提供に努めます。[総務課]

【再生可能エネルギーの活用促進】

- ・電気自動車、プラグインハイブリット自動車へ電気を供給する設備を導入します。[地域振興課]
- ・緊急時の電源供給設備として「G-FORCE」を設置（現在は防災センターに設置）し、水素ステーションの活用を進めます。[地域振興課]
- ・避難所に対する災害時の非常用電力としての供給の仕組みづくりなど、防災力の強化に努めます。[地域振興課]

【支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化】

- ・石油等の燃料類の供給体制を強化し、医療機関や医療救護班、緊急通行車両等に優先的に供給するとともに、避難所や各家庭、事業所等にも配給できるよう

努めます。[総務課]

【代替機能の確保】

- ・災害によってライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸・耐水性貯水槽、自家発電装置、プロパンガス、仮設トイレ、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、新エネルギーシステム等の代替機能の確保に努めます。
[総務課、防災安全室、町民課、地域振興課、水道環境課]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
備蓄倉庫の設置箇所数	6か所(R2)	7か所(R4)
非常用食料備蓄目標達成率	100%(R2)	100%(R6)
避難所指定施設への非常電源の整備数	69.5%(R2)	100.0%(R6)

(6) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

【公共交通ネットワークの構築】

- ・八百津町地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通ネットワークを構築します。
[地域振興課]
- ・災害時における町民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討します。また、代替交通を確保するため、バスの連携体制を構築します。
[地域振興課]

【主要幹線道路等輸送路の確保】

- ・道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行います。また、点検結果に基づいて計画を策定し、維持補修工事を推進します。
[建設課]
- ・町道については、町内全体の交通網や生活道路の形態等を考慮して、その整備を計画的かつ効率的に推進します。
[建設課]
- ・洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施します。
[建設課]
- ・地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の耐震性の向上を図るとともに、落石危険箇所等の防災対策を推進します。
[防災安全室、建設課]
- ・大規模災害時に道路交通に支障が生じる場合に備えて、緊急輸送道路やヘリコプター緊急離着陸場の指定など、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築します。
[防災安全室、建設課]

【孤立集落の発生に備えたネットワークの確保】

- ・孤立集落となる可能性がある地域については、非常用通信の整備、ヘリポートの確保、食料品等の備蓄等による対策を行います。[総務課]
- ・危険箇所等における対策工事の重点的な実施、迂回路確保に配慮した道路網の整備等による対策を行います。[防災安全室、建設課]
- ・一時集積配分拠点の指定等によって円滑な要員・物資等の緊急輸送を確保し、迅速な災害応急対策の実施に取り組みます。[防災安全室、総務課]

【防災情報通信システムの維持管理】

- ・移動系防災無線の整備及び同報系防災行政無線のデジタル施設への更新を実施します。[防災安全室]
- ・防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、音声のほか文字や画像による情報提供や伝達手段の多重化、多様化に努めます。[防災安全室]

【再生可能エネルギーの活用促進】

- ・電気自動車、プラグインハイブリット自動車へ電気を供給する設備を導入します。[地域振興課]
- ・緊急時の電源供給設備として「G-FORCE」の設置（現在は防災センターに設置）し、水素ステーションの活用を進めます。[地域振興課]
- ・避難所に対する災害時の非常用電力としての供給の仕組みづくりなど、防災力の強化に努めます。[地域振興課]

（7）警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足**【災害対応力強化のための資機材整備】**

- ・消防車両の年次計画による更新や防災無線のデジタル化などを行い、計画的に防災体制の維持・充実を進めます。[防災安全室]
- ・情報通信機器や災害救助・調査用資材等、防災活動や救助活動に不可欠な資機材の充実・備蓄を通じて、災害応急対応能力の向上を図ります。[防災安全室]
- ・可茂消防事務組合消防本部との連絡を密にし、八百津町消防団の施設、機械・器具・資材、消防通信網の充実・強化を順次実施し、消防力の向上を図ります。[防災安全室]

【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・国が示す消防水利の基準に基づき計画的に整備を進め、消火栓と耐震性防火水槽との適切な組合せによる水利の多元化に努めます。[防災安全室]
- ・地震による建物の崩壊、路面の地割れ等の状況下でも適切に機能する消防資機材等を整備し、その点検・保全に努めます。[防災安全室]
- ・大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた救助隊の整備を推進します。[防災安全室]
- ・広域市町村と連携し、施設・設備の充実等を図ることにより、可茂消防事務組合消防本部の常備消防や救急体制の一層の充実に努めます。[防災安全室]
- ・消防機関と連携して、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、県本部やその他の関係団体、市町村と合同して大規模な機動連合演習を実施します。[防災安全室]
- ・県外から派遣される多数の警察、消防等の救助部隊の受け入れるための拠点の整備と対応する災害に応じて浸水防止・土砂災害に対する安全確保を行います。[防災安全室]

【消防体制の強化】

- ・地域の消防力を維持するために、青年や女性も含めた消防団員の確保・組織再編を図ります。[防災安全室]
- ・消防力の一層の充実・効率化を図るため、八百津町消防団の教育訓練体制の充実に努めます。[防災安全室]
- ・可茂消防事務組合消防本部への協力、八百津町消防団との一体的な消防活動体制の確立を図るとともに、「岐阜県広域消防相互応援協定」、近隣市町村間の「消防相互応援協定」に基づく応援隊の派遣、受入等の整備を進め、広域消防応援体制の強化を図ります。[防災安全室]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
消防団と可茂消防事務組合消防本部との合同訓練回数【可茂消防事務組合総合計画実施計画】	0回/年(R2)	1回/年(R6)

(8) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

【災害医療体制の充実】

- ・町内外の医療機関と連携体制を構築するとともに、八百津町災害時医療救護計画に基づき、大規模災害における被災者の医療救護に対応します。[町民課、健

康福祉課]

- ・適切な医療サービスが受けられるよう、へき地診療所を維持存続に努めます。

[健康福祉課]

- ・大規模災害の場合は、多数の傷病者が発生したり、医療機関が機能停止・混乱したりすることも予測されるため、医療機関の協力のもと、地震災害等医療（助産）救護計画やマニュアルを策定し、大規模災害時の医療（助産）救護体制を確立し、町民の安全確保と被害の軽減を図ります。[健康福祉課、総務課]
- ・県が整備する、医療機関と消防機関、行政機関等が情報共有するシステムを活用するため、操作等の研修・訓練に定期的に参加します。また、災害時の医療機関の機能の維持、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めます。[健康福祉課、総務課、防災安全室]
- ・医療機関と連携し、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の知識向上に努めます。また、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義に関して、町民への普及・啓発に努めます。[健康福祉課、総務課、防災安全室]
- ・県内の広範囲で被害が発生する可能性があることから、県外市町村等とも協定等を締結し、広域的な支援が受けられる体制を構築します。[防災安全室]

【福祉避難所の運営体制の確保】

- ・一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者・障がい者、乳幼児・妊産婦等の要配慮者のために開設する福祉避難所では、介護・保育・療育等の専門知識を有した人員が必要となるため、福祉避難所指定施設や社会福祉協議会等と連携し、福祉避難所の運営体制の構築を図ります。[健康福祉課、町民課、教育課、蘇水園、防災安全室]

【資機材等の供給体制の整備】

- ・医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の供給体制の確立に取り組みます。[健康福祉課、総務課、防災安全室]
- ・医療機関や医療救護班、緊急通行車両に燃料を優先的に供給する体制の整備に取り組みます。[健康福祉課、総務課、防災安全室]

【人材の確保とボランティアの活用】

- ・平常時よりヘルパー、手話通訳者等との広域的なネットワーク構築に努め、要配慮者の支援者や避難所での介護者等の確保を図ります。また、災害時にボランティアが活用できるよう、受入体制等の整備を進めます。[健康福祉課、総務課、防災安全室]

【広域後方医療機関との連携】

- ・移送が必要な重症患者数が多数に及ぶ場合など、必要に応じ、県を通じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に、町外の医療施設での広域的な広報医療活動を要請します。また、移送予想人数を踏まえて関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営し、そこから町外の医療施設への移送を実施します。[健康福祉課]

（9）被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【感染症対策】

- ・岐阜県地震防災行動計画に基づいて、災害時の防疫・保健衛生業務マニュアルの整備に努めます。併せて、保健所と連携し、防疫用薬剤・資機材の備蓄を進めるとともに、調達計画を立案します。[健康福祉課]
- ・事前に予防等の対策が可能なもの、罹患によるリスクの高い疾病については、予防接種等の実施を推進します。[町民課、健康福祉課]
- ・生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等により感染症等疫病が発生・蔓延する可能性が高まることから、多数の避難者を受入れ、衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして防疫活動を実施します。[町民課、健康福祉課]
- ・避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、宿泊施設の活用や在宅避難など、避難所における密集状態の回避について検討や必要な物資の備蓄などの対策を促進します。[健康福祉課、防災安全室]
- ・要配慮者利用施設での感染症について、対応を周知するとともに県と連携しながら支援体制、危機管理体制を整備します。[町民課、健康福祉課]

【環境衛生対策】

- ・関係機関と連携し、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について事前に検討します。[水道環境課、健康福祉課]
- ・災害時のし尿処理について、県や関係機関と協力し、事前に検討を進めるとともに、仮設トイレの備蓄を進めます。[水道環境課、健康福祉課]
- ・災害時の遺体安置所について、事前に民間事業者の協力協定を締結し安置場所及び管理体制を整備するとともに、警察機関と連携して対応します。[水道環境課、健康福祉課]

【広域後方医療機関との連携】

- ・移送が必要な重症患者数が多数に及ぶ場合など、必要に応じ、県を通じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に、町外の医療施設での広域的な広報医療活動を要請します。また、移送予想人数を踏まえて関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営

し、そこから町外の医療施設への移送を実施します。[健康福祉課]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
保有感染防止衣数（消防保有数）	86枚(R2)	300枚(R6)
避難所等収容者数に応じた、マスクやアルコール消毒液等の衛生資材の備蓄数	マスク 15,000枚(R2) 消毒液 30L(R2)	マスク 11,000枚(R6) 消毒液 25L(R6)

（10）劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【災害時健康管理体制の整備】

- ・「自分の健康は自分で守り、つくる」という健康意識の高揚を図り、避難所生活中等でも積極的な健康づくりの実践と習慣化を推進します。[町民課、健康福祉課]
- ・保健所や消防、町内外の医療施設等との連携体制を充実し、平常時から健康管理体制を構築します。[町民課、健康福祉課]

【障害福祉サービスの充実】

- ・障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療育を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。[健康福祉課]

【福祉避難所の運営体制の確保】

- ・一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者・障がい者、乳幼児・妊婦等の要配慮者のために開設する福祉避難所では、介護・保育・療育等の専門知識を有した人員が必要となるため、福祉避難所指定施設や社会福祉協議会等と連携し、福祉避難所の運営体制の構築を図ります。[健康福祉課、町民課、教育課、蘇水園、防災安全室]

【避難所の防災機能・生活環境の向上】

- ・指定避難所に指定されている施設が安心して利用できるよう、耐震対策や非常電源設備、備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を進めます。[健康福祉課]
- ・可能な限り良好な生活環境を確保するため、暑さ・寒さ対策として、保育園において空調設備を、小・中学校において空調や衛生機器等の整備等を進めます。[健康福祉課、教育課]
- ・保育園、学校、公民館などについて、スロープ・手すり・障がい者用トイレ等

の設置などバリアフリー化を推進します。[健康福祉課、教育課]

【避難所環境の充実】

- ・被災者が一定期間滞在できる安全な公共施設等をあらかじめ指定避難所として指定するとともに、指定避難所の運営体制を確立するため、予定される避難所ごとに避難者（自主防災組織等）、施設管理者と事前に協議し、避難所マニュアルを策定します。[防災安全室、健康福祉課、教育課]
- ・避難所に指定した施設において、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレなどの整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮した整備・備蓄を進めます。必要な場合は、指定施設の周辺に備蓄施設を確保し、地域完結型の備蓄に取り組みます。[防災安全室、健康福祉課、教育課]

【被災住宅の支援】

- ・災害によって住宅が被災や、土砂の浸入等によって居住できなくなった被災者のうち、自力での対応が困難な被災者を支援するため、関係業界団体等の協力を得て、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施及び障害物の除去を行います。[建設課]

【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

- ・大規模災害を想定し、安全性にも配慮した応急仮設住宅の建設可能用地の把握、公営住宅の空き状況等の把握等に取り組みます。[建設課]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
福祉避難所の指定施設数	13か所(R2)	13か所(R6)

（11）役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【災害初動対応力の強化】

- ・町固有の地域防災特性の把握に努めるとともに、類似の地域特性を備えた他地域での災害資料の収集・整理、防災対策や被災者救護対策の調査、県や関係機関との防災情報交換を通じて、災害対策に関する知識を深めます。[防災安全室]
- ・災害時の職員別分担任務や配備場所等についてあらかじめ定め、即座に対応できる初動体制の確立を目指すとともに、県や関係機関との連携により中枢機能の充実を図ります。[防災安全室]

- ・大規模災害時における交通・通信網の途絶、職員自身の被災等の事態も想定して、職員の参集手段や情報伝達手段、職員の寄宿舍等について検討を行い、多重的な体制の構築に取り組みます。[防災安全室]
- ・専門的知見を備えた防災職員の確保・育成に努めます。[防災安全室]
- ・情報通信機器や災害救助・調査用資材等、防災活動や救助活動に不可欠な資機材の充実・備蓄を通じて、災害応急対応能力の向上を図るとともに、建設業協会等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定締結を推進します。[防災安全室]
- ・罹災証明書の交付が遅滞なく実施できるよう、業務実施体制の整備に努めるとともに、当該業務を支援するシステムの活用について検討します。[防災安全室]

【業務継続体制の整備】

- ・災害発生後の応急対策等の的確な実施、人員・資機材の効率的な配備、行政業務の継続・早期復旧を図るため、業務継続計画を策定します。また、定期的に教育・訓練・点検・評価等を実施し、経験の蓄積や地域の実情の変化等も踏まえて、改訂や体制の見直しを行います。[防災安全室]
- ・災害後における行政業務遂行を支援するため、電力、通信手段、コンピュータシステム等の基盤設備が災害時または災害後の必要な期間機能するよう、自家発電設備の整備、予備機の設置、燃料の備蓄等、その強化・充実に努めます。[防災安全室]
- ・災害後においても確実に業務を継続できるよう、個人情報を含む住民基本台帳、戸籍、地籍、建築物等の重要データについては、消失を防ぐためのバックアップシステム（分散保存）を行います。[防災安全室]

【災害対策本部施設・整備】

- ・災害発生時に本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部が機能する代替施設（八百津ファミリーセンター）を整備します。[総務課]
- ・保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等を整備します。[総務課]
- ・災害情報を一元的に把握し共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能を充実・強化します。[総務課]

【広域連携の推進】

- ・災害の規模が大きい場合は町の防災機関だけでは対応できない事態も想定されることから、みのかも定住自立圏をはじめとする県内外の市町村との相互応援協定等、広域の応援体制を多重的に整備します。[総務課]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
職員初動対応訓練の実施回数	1回/年(R2)	1回/年(R6)

(12) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【相談窓口の設置】

- ・役場関係部署をはじめ、社会福祉協議会、サービス事業所、警察、民生委員など身近なすべての関係機関が連携し、犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、相談体制の構築を促進します。[健康福祉課]

【見守りネットワーク事業の推進】

- ・平成25(2013)年度から実施している見守りネットワーク事業の協定事業所の増加を働きかけます。[健康福祉課]

【防犯対策の推進】

- ・警察など関係機関と連携して、広報や啓発活動を通し、防犯に対する意識の向上を図ります。[防災安全室]
- ・未設置地を含め防犯灯の整備を進めます。[建設課]
- ・地域団体や関係団体と連携して、防犯パトロールの実施など地域での防犯活動の推進を図ります。[防災安全室]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
防犯パトロール実施回数	2回/年(R2)	2回/年(R6)

(13) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【防災情報通信システムの維持管理】

- ・移動系防災無線の整備及び同報系防災行政無線のデジタル施設への更新を実施します。[防災安全室]
- ・防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、音声のほか文字や画像による情報提供や伝達手段の多重化、多様化に努めます。[防災安全室]

【情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

- ・障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた多様な方法による情報提供サービスを充実させます。[健康福祉課、防災安全室、総務課]

【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

- ・災害時に確実に防災行政無線を使用できるように、職員等において使用方法の習熟を図ります。[防災安全室]
- ・災害時の町民への情報伝達には、ラジオ、テレビ等の民間放送も活用できる体制を確立します。[防災安全室]

【防災・災害対応に必要な通信インフラの整備】

- ・災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるような通信手段の整備を図ります。[防災安全室]
- ・超広域・大規模災害や複合災害の発生時を想定し、通信手段の多重化や情報伝達・収集手段の多様化を通じて、情報・通信手段の信頼性の向上を図ります。[防災安全室]
- ・消防車両の年次計画による更新や防災無線のデジタル化などを行い、計画的に防災体制の維持・充実を進めます。[防災安全室]

【代替機能の確保】

- ・災害によってライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸・耐水性貯水槽、自家発電装置、プロパンガス、仮設トイレ、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、新エネルギーシステム等の代替機能の確保に努めます。[総務課、防災安全室、町民課、地域振興課、水道環境課]

【通信機能の確保】

- ・災害時の通信（電話）の断絶や輻輳等を避けるため、電気通信事業者との連携のもと、災害時優先電話の増設、災害用伝言ダイヤル・伝言板の活用、携帯電話中継局の増設、携帯衛星電話の利用等を行います。[防災安全室]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
防災行政無線のデジタル化率	0%(R2)	95%(R4)
防災拠点・避難所施設へのWi-Fi整備数	8か所(R2)	10か所(R6)

(14) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

【商業事業者の支援体制強化】

- ・既存の商業事業者や団体の育成及び支援を強化します。[地域振興課]
- ・観光客を商店街へ誘導する仕組みづくりや他市町村との交流によるイベント戦略を展開します。[地域振興課]
- ・ふるさと納税によるPR戦略を行います。[地域振興課]

【BCP等の策定支援】

- ・企業・事業所等において、災害発生後の事業の継続・早期再編が実現できるよう、BCP策定支援及びBCM構築支援等が実施できる体制を整備します。[地域振興課]
- ・商工団体等と連携し、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図ります。[地域振興課]

【本社機能の誘致・企業立地の促進】

- ・企業ニーズの把握、設備投資に対しての奨励金の交付、固定資産税の減免措置の適用、融資対象の拡大などの支援を継続します。[地域振興課]
- ・再生可能エネルギー関連会社と連携して企業誘致を推進します。[地域振興課]

【観光PR活動の強化、風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、HP・SNS等のITを活用しながら、観光PRを強化や、正確な情報の発信に努めます。[地域振興課、タウンプロモーション室]
- ・ユネスコ「世界の記憶」登録を目指し、広報やPR活動の強化を図ります。[地域振興課、タウンプロモーション室]
- ・岐阜県遺産連合などの関係機関や他市町村とのつながりを強化するとともに、旅行会社などの民間企業との連携も検討し、観光体制の強化を図ります。[地域振興課、タウンプロモーション室]

【観光施設等の自衛防災組織の整備・強化】

- ・観光施設の経営者または管理者は、各施設の防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助体制等組織の整備を進めます。[地域振興課、タウンプロモーション室]
- ・観光客等多数の者が利用する施設・事業所など、災害が発生した場合に被害が拡大する可能性がある施設は、自衛防災組織の整備や実践訓練に努め、災害の

防止と被害の軽減を図ります。[地域振興課、タウンプロモーション室]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
業務継続計画(BCP)の策定事業所数	0(R2)	100(R6)

（15）幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【緊急輸送道路ネットワークの確保】

- ・新丸山ダム建設事業に伴い整備予定の国道418号（八百津町潮見～恵那市飯地）は、第2次緊急輸送道路に指定予定であることから、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。[防災安全室、建設課]
- ・洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施します。[防災安全室、建設課]
- ・地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の耐震性の向上を図るとともに、落石危険箇所等の防災対策を推進します。[防災安全室、建設課]
- ・大規模災害時に道路交通に支障が生じる場合に備えて、緊急輸送道路やヘリコプター緊急離着陸場の指定など、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築します。[防災安全室、建設課]

【道路施設の維持管理】

- ・高度経済成長期以降に整備された道路施設の老朽化が進行していることから、道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行うとともに、点検結果に基づいた計画を策定し、維持補修工事を推進します。[建設課]

（16）食料や物資の供給の途絶

【飲料水の確保】

- ・被災地に近い水源地や給水栓から給水車・容器等を利用して給水拠点等に搬送供給する体制を整えます。[水道環境課]

【食料供給体制の確保】

- ・JA・営農組合などの関係機関や関係団体と連携して、町内外から農地の受け手の確保に努めます。[農林課]
- ・営農指導や共済事業の減収補てんにより、生産性の維持や継続を図るとともに、

地産地消の仕組みづくりを推進します。[農林課]

【農業水利施設の整備】

- ・農道、農業用排水路、ため池など農業基盤の整備と維持管理を図ります。[農林課、建設課]

【農地防災】

- ・風水害等によって土砂崩壊の危険がある箇所については、県の協力のもと土砂災害防止工事を実施し、農用地や農業用施設の災害を防止します。[農林課、建設課]
- ・耕土の流出被害が生じるおそれのある急傾斜地では農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施します。[農林課、建設課]

【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点を設置します。[防災安全室]
- ・民間事業者のノウハウ・能力・施設等が活用できるよう、委託可能な災害対策業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、関連する事業者とあらかじめ協定を結びます。[防災安全室]
- ・国や民間物流事業者などと連携し、物資調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関と訓練を実施します。[防災安全室]

（17）ライフライン（電気、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

【上水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

- ・国や県からの補助金及び交付金を活用しながら、緊急避難場所までの配水管路の耐震化など、配水管路の整備を計画的・効率的に進めます。[水道環境課]
- ・災害時や渇水等の緊急時に対応した給水拠点の設定や飲料水給水計画の策定を進めます。[水道環境課]

【下水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

- ・公共下水道事業区域では、地区全体を見据えた面的な整備事業を継続します。[水道環境課]
- ・農業集落排水事業区域では、接続を推進するとともに、長寿命化を図ります。[水道環境課]
- ・下水道施設の設計、施工、維持管理に当たっては、立地条件に応じた地震対策に努めます。[水道環境課]

【電力の安定供給の確保】

- ・道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を行います。[防災安全室]
- ・電力会社との連絡体制を強化し、電力の供給停止・復旧等に関する情報を得る等、災害時の電力の安定供給や応急対策に努めます。[防災安全室]

【再生可能エネルギーの活用促進】

- ・電気自動車、プラグインハイブリット自動車へ電気を供給する設備を導入します。[地域振興課]
- ・緊急時の電源供給設備として「G-FORCE」を設置（現在は防災センターに設置）し、水素ステーションの活用を進めます。[地域振興課]
- ・避難所に対する災害時の非常用電力としての供給の仕組みづくりなど、防災力の強化に努めます。[地域振興課]

【通信機能の確保】

- ・災害時の通信（電話）の断絶や輻輳等を避けるため、電気通信事業者との連携のもと、災害時優先電話の増設、災害用伝言ダイヤル・伝言板の活用、携帯電話中継局の増設、携帯衛星電話の利用等を行います。[防災安全室]

【代替機能の確保】

- ・災害によってライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸・耐水性貯水槽、自家発電装置、プロパンガス、仮設トイレ、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、新エネルギーシステム等の代替機能の確保に努めます。[防災安全室]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
避難所指定施設への非常電源の整備数	16か所(R2)	21か所(R6)

（18）地域交通ネットワークの分断

【公共交通ネットワークの構築】

- ・八百津町地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通ネットワークを構築します。[地域振興課]
- ・災害時における町民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討します。また、代替交通を確保するため、バスの連携体制を構築します。[地域振興課]

【農業水利施設の整備】

- ・農道、農業用排水路、ため池など農業基盤の整備と維持管理を図ります。[建設課]

【森林保全の推進】

- ・林道や作業道の整備を行います。[農林課、建設課]

(19) 異常渇水等による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

【水源関連施設の整備推進等】

- ・新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成に向け、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。[建設課、防災安全室]
- ・渇水による被害の軽減のため、渇水時の対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）を作成します。[農林課]

【水源の多様化】

- ・水源の多元化、浄水場施設等の整備、応援体制の整備等を通じて安定した水源の確保に常に尽力します。[水道環境課]
- ・雨水・地下水等の有効活用を進めます。[水道環境課]

(20) ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【農業用ため池の防災対策の推進】

- ・斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐の老朽化による機能低下、流木の流下、堤体からの漏水による決壊等を防ぐため、低位部農用地の排水路とともに、災害予防上の必要度の高いものから順次改修・補強事業を実施します。[防災安全室、建設課]

【河川構造物の整備】

- ・新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成に向け、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。[建設課、防災安全室]
- ・兼山ダム、丸山ダムの調査・点検を行います。[建設課、防災安全室]
- ・平常時からダム施設管理者との協力体制の確立を図り、ダム放流警報の町民への伝達を徹底します。[防災安全室、建設課]
- ・河川や排水路の氾濫区域解消を目指し、排水能力を向上するために、河川や排水路の改修や新規排水路の整備を推進します。[建設課]

- ・排水能力を健全に保持するため、河川の修繕や堆石土砂の除去などの維持管理に努めます。[建設課]

(21) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農業水利施設の整備】

- ・秩序ある土地利用を図り、優良農地の確保、保全に努めます。[農林課、建設課]
- ・農道、農業用排水路、ため池など農業基盤の整備と維持管理を図ります。[農林課、建設課]

【農地防災】

- ・風水害等によって土砂崩壊の危険がある箇所については、県の協力のもと土砂災害防止工事を実施し、農用地や農業用施設の災害を防止します。[農林課、建設課]
- ・耕土の流出被害が生じるおそれのある急傾斜地では農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施します。[農林課、建設課]

【食料供給体制の確保】

- ・JA・営農組合などの関係機関や関係団体と連携して、町内外から農地の受け手の確保に努めます。[農林課]

【森林保全の推進】

- ・森林施業を促進するとともに、間伐や複層林植栽などの整備を行い、森林の保全及び育成に努めます。[農林課]
- ・林道や作業道の整備、森林施業の実施計画の集約化、人工林環境整備の促進、森林組合を中核とした生産活動の推進を行います。[農林課、建設課]

【災害に強い森林づくり】

- ・地域の特性に配慮して林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進し、必要な地域には、防火林道や防火森林の整備を実施します。[農林課、建設課]
- ・林野の所有者（管理者）と災害対策用資機材等の整備・充実を図るとともに、森林組合等と連携して、自主的な森林保全管理活動を推進します。[農林課]
- ・林野火災の未然防止と被害軽減を図るため、林業従事者、入山者等への啓発の実施、標識板・立看板や防火水槽の設置に努めます。[農林課]

(22) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【災害廃棄物対策の推進】

- ・ 災害廃棄物処理基本計画に基づき、がれき処分場の整備や維持管理、中小河川の水質検査や悪臭対策、臭気測定などを継続します。[水道環境課]
- ・ 関係機関と連携し、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について事前に検討を行います。[水道環境課]
- ・ 大規模災害時に備え、広域的連携のもと、ごみやがれき、し尿等の処理体制の充実に努めます。[水道環境課]

【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・ 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取り組みにあわせて、災害発生時には流出したごみを適正に撤去・処分します。[建設課]

(23) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【コミュニティ活動の担い手育成】

- ・ 民生・児童委員の養成と研修を実施し、地域リーダーの育成を図るとともに、地域福祉の担い手の育成や町民ネットワーク化に取り組むことで、町民が主体となって活動できる体制づくりを進めます。[健康福祉課]
- ・ 自主防災組織の整備や活動拠点（コミュニティ防災拠点）の整備、リーダーの育成、防災現場等への女性の参画拡大を図ります。[防災安全室]
- ・ 八百津町要配慮者避難支援プランに基づき、要配慮者の見守りの実施や緊急対応の仕組み、避難後の生活の支援体制を構築し、地域での助け合い活動を推進します。[健康福祉課]
- ・ 災害発生時には、地域で助け合いながら避難行動等が行えるよう、関係者間で要配慮者情報の共有などを平常時から実施します。[健康福祉課]

【地域生活支援拠点等の機能の充実】

- ・ 緊急時の受入体制の確保、コーディネーターの配置等拠点機能の充実に努めます。[健康福祉課]

【災害ボランティアの受入・連携体制の構築】

- ・ 日本赤十字社岐阜県支部八百津町分区や八百津町社会福祉協議会、その他ボランティア団体と連携し、平常時の登録・研修の実施、災害時の活動調整体制や活動拠点の確保に努めます。[防災安全室]
- ・ 八百津町社会福祉協議会と連携してボランティアコーディネーターの養成を行

います。[防災安全室]

- ・町のボランティア支援業務マニュアルの整備を図ります。[防災安全室]

【防災人材の育成】

- ・効果的な防災活動のため、消防職員OB等の専門知識を活かして、町民に対して地域密着型の指導を行うとともに、実践的な防災訓練や図上訓練、研修会等によってリーダーの育成を図ります。[防災安全室]
- ・防災意識の高揚や地域の防災力の強化のため、自主防災組織の拡充や防災リーダーの育成などの支援を行います。[防災安全室]
- ・中高生を対象に防災士の資格取得を支援します。[防災安全室]
- ・みのかも定住自立圏の枠組みで、防災士および防災リーダーを広域で養成します。[防災安全室、総務課]
- ・自治会等が共助の考え方のもと、災害時に適切な対応がとれるよう、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等の取り組みを支援します。[防災安全室]

【災害対応力強化のための資機材整備】

- ・大規模災害等に備え、建設業協会等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定締結を推進します。[防災安全室]

【地籍調査の推進】

- ・災害復旧の迅速化につなげるため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を推進します。[建設課]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
地籍調査(面積、進捗率)	28.5km ² (H27) 22.1%(H27)	29.6km ² (R6) 22.9%(R6)
防災に関するワークショップ参加者数	0人(R1)	累計 100人(R6)
自主防災組織数	31組織(H27)	35組織(R6)
ボランティア登録団体数	24団体	27団体(R6)
社会福祉協議会と連携したボランティアセンター開設訓練の実施	0回/年	1回/年(R6)
福祉ボランティア団体数	25団体(H27)	30団体(R6)
対策が脆弱な運送分野等を補完するための防災関係機関等との協定締結数	0件	2件(R6)

指標名	現状値	目標値
防災士・防災リーダーの登録者数	防災士64名 防災リーダー47名 (R2)	防災士70名 防災リーダー50名 (R6)
圏域市町村との連携事業数	8事業 (R1)	累計 10事業 (R6)
小中学校における防災教育実施回数	2回/年	2回/年 (R6)

(24) 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

【道路ネットワーク整備】

- ・新丸山ダム建設事業に伴い整備予定の国道418号（八百津町潮見～恵那市飯地）は、第2次緊急輸送道路に指定予定であることから、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。[防災安全室、建設課]
- ・町内全体の交通網や生活道路の形態等を考慮して、町道整備を計画的かつ効率的に推進します。[建設課]
- ・道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行うとともに、点検結果に基づいた計画を策定し、維持補修工事を推進します。[建設課]
- ・洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施します。[建設課]
- ・地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の耐震性の向上を図るとともに、落石危険箇所等の防災対策を推進します。[建設課]

【河川構造物の整備】

- ・新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成に向け、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。[建設課、防災安全室]
- ・河川や排水路の氾濫区域解消を目指し、排水能力を向上するために、河川や排水路の改修や新規排水路の整備を推進します。また、水害時の避難対策の強化に向け、管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図ります。[建設課]

【地盤の液状化対策】

- ・埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り、詳細かつ精度の高い液状化危険度マップを作成します。[建設課、防災安全室]
- ・優先的に液状化対策が必要な区域の指定を行います。[建設課、防災安全室]
- ・各種液状化対策工法の普及を図ります。[建設課、防災安全室]

(25) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【環境保全の推進】

- ・町の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進します。[水道環境課]
- ・環境の維持のため、水質や悪臭の調査などを継続的に実施します。[水道環境課]
- ・町民への広報・啓発を通して、環境意識の向上を図ります。また、町民が管理する緑地及び水辺について、地域団体による維持管理・活用などを促進します。[水道環境課、地域振興課]

【被災動物等の対策】

- ・獣医師会等の関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、被災動物の保護、収容、救援等を行います。[水道環境課]
- ・飼い主とともに避難した動物の収容施設の避難所隣接地に設置し、適正な環境の維持に努めます。[水道環境課]

【文化財保護対策の推進】

- ・次世代に伝承文化を継承していくため、文化協会などの芸術・文化団体の育成や支援を行い、地域に根ざした芸術・文化活動の支援に努めるとともに、町民の芸術・文化活動への積極的な参加を促し、町民の芸術・文化への理解や意識向上を推進します。[教育課]
- ・国の重要文化財である旧八百津発電所資料館の耐震化を検討し、維持管理に努めます。[教育課]
- ・不燃化構造の保存庫、収蔵庫、消火栓・消火器等の設置によって、文化財等を火災等の災害から防護・保存に努めます。また、防災知識の普及徹底や防災意識の高揚を図るとともに、毎年、文化財防災訓練を実施します。[教育課]

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
社会教育系施設の耐震改修率	0%(R2)	100%(R6)

第6章 計画の推進

1. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化対策を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。

本計画では、施策項目単位で各リスクの影響の大きさ、重要性、緊急性等から重点化と優先順位付けを行い、重点化すべき対応施策を設定しました。これにより、毎年度の予算編成や国・県への施策提案に反映することとします。

図表 30 八百津町における重点化施策

施策分野		施策項目	
		重点化項目	
1	健康づくりの推進	・災害医療体制の充実	・感染症対策 ・災害時健康管理体制の整備
2	地域福祉の充実		・要配慮者支援の実施 ・福祉避難所の運営体制確保 ・感染症対策 ・コミュニティ活動の担い手育成
3	少子化対策の充実	・公共施設等の維持修繕 ・避難所の防災機能・生活環境の向上	・総合的な水害対策・土砂災害対策の推進 ・非常用物資の備蓄促進 ・福祉避難所の運営体制確保 ・感染症対策
4	高齢者福祉の充実	・公共施設等の維持修繕 ・避難所の防災機能・生活環境の向上	・総合的な水害対策・土砂災害対策の推進 ・非常用物資の備蓄促進 ・福祉避難所の運営体制確保 ・感染症対策 ・コミュニティ活動の担い手育成
5	障がい者福祉の充実	・防災情報通信システムの維持管理 ・情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	・総合的な水害対策・土砂災害対策の推進 ・福祉避難所の運営体制確保 ・感染症対策 ・移動の円滑化 ・障害福祉サービスの充実 ・相談窓口の設置 ・見守りネットワーク事業の推進 ・コミュニティ活動の担い手育成 ・地域生活支援拠点等の機能の充実
6	暮らしやすいまちの整備	・調和のとれた土地利用の推進 ・防災情報通信システムの維持管理 ・地籍調査の推進	・空家対策等の推進 ・市街地整備の促進
7	道路・交通網の整備	・道路ネットワークの整備 ・道路施設の維持管理	・地盤の液状化対策 ・災害危険箇所・安全な避難路等

施策分野		施策項目	
		重点化項目	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等の倒壊防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> の周知 ・移動の円滑化 ・公共交通ネットワークの構築 ・情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ・コミュニティ活動の担い手育成 ・地域生活支援拠点等の機能の充実
8	住宅・宅地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進 ・公共施設等の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の応急危険度判定体制の整備 ・被災住宅の支援 ・応急住宅の円滑かつ迅速な供給 ・地盤の液状化対策
9	治山・治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な水害対策の推進 ・総合的な土砂災害対策の推進 ・河川構造物の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・水源関連施設の整備推進等 ・河川に流出したごみ等の撤去 ・農業用ため池の防災対策の推進
10	上下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な水害対策の推進 ・下水道施設の耐震・老朽化対策の推進 ・上水道施設の耐震・老朽化対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水活動 ・水源の多様化
11	自然と共生したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の推進
12	消防・防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の充実 ・総合的な水害対策・土砂災害対策の推進 ・支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化 ・防災人材の育成 ・防災情報通信システムの維持管理 ・防災・災害対応に必要な通信インフラの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険地域に関する調査・計画・対策 ・査察・指導の強化 ・減災・防災データの活用 ・地域防災力の向上 ・災害対応力強化のための資機材整備 ・救出救助に係る連携体制の強化 ・資機材等の供給体制の整備 ・人材の確保とボランティアの活用 ・環境衛生対策 ・感染症対策 ・避難所環境の充実 ・災害初動対応力の強化 ・業務継続体制の整備 ・災害対策本部施設・整備 ・住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ・代替機能の確保 ・電力の安定供給の確保 ・被災動物等の対策 ・帰宅困難者対策の推進 ・孤立集落の発生に備えたネットワークの確保

第6章 計画の推進

施策分野		施策項目	
		重点化項目	
13	交通安全・防犯対策の充実	・防犯対策の推進	
14	学校教育の充実	・公共施設等の維持管理 ・避難所の防災機能・生活環境の向上	・防災教育の推進 ・非常用物資の備蓄促進
15	生涯学習の推進	・公共施設等の維持管理 ・避難所の防災機能・生活環境の向上	・防災教育の推進
16	生涯スポーツの振興	・公共施設等の維持管理 ・避難所の防災機能・生活環境の向上	
17	地域文化の振興	・文化財保護対策の推進	
18	農業の振興	・食料供給体制の確保 ・農業水利施設の整備 ・農業用ため池の防災対策の推進	・農地防災
19	林業の振興	・森林保全の推進	・総合的な土砂災害対策の推進 ・災害に強い森林づくり
20	商業の振興	・商業事業者への支援体制強化	・BCP等の策定支援
21	工業の振興	・本社機能の誘致・企業立地の促進	・BCP等の策定支援
22	観光の振興		・観光PR活動の強化、風評被害防止対策の推進 ・観光施設等の自衛防災組織の整備・強化
23	再生可能エネルギーの推進	・再生可能エネルギーの活用促進	
24	協働による行政の推進	・住民への情報伝達の強化 ・防犯対策の推進	・消防体制の強化 ・消防団員、水防団員等人材の確保・育成 ・防災人材の育成 ・事業所等の自衛防災組織の整備・強化 ・支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化 ・非常用物資の備蓄促進
25	広域行政の推進	・住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ・支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化 ・広域連携の推進 ・防災人材の育成	・通信機能の確保 ・消防体制の強化 ・災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ ・災害医療体制の充実 ・広域後方医療機関との連携 ・コミュニティ活動の担い手養成 ・災害対応力強化のための資機材整備

2. 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国・県の国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施します。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとします。

地域防災計画など国土強靱化に係る本町の関連計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図ります。

別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1. 直接死を最大限防ぐ

(1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

【公共施設の維持・修繕・管理】

- ・八百津町公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化の進んだ施設（保育園、保健センター、小学校、中学校、公民館、スポーツ施設等）の修繕又は建替え、撤去を進める必要があります。[健康福祉課、教育課]
- ・既存町営住宅の計画的な維持管理・更新を行う必要があります。[建設課]

【住宅・建築物等の耐震化・防火対策の推進】

- ・八百津町耐震改修促進計画に基づき、各種補助の実施や相談体制の整備、情報提供の充実等を行う必要があります。[建設課]
- ・窓ガラス等の落下防止対策等を進める必要があります。[建設課]

【被災建築物の応急危険度判定体制の整備】

- ・地震により被災した建築物及び宅地が二次災害に対して安全であるか判定を行う技術者を確保する必要があります。[建設課]

【空家対策等の推進】

- ・空家等の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家の利活用や除去を進める必要があります。[地域振興課、建設課]

【主要幹線道路等輸送路の確保】

- ・道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行う必要があります。[建設課]
- ・道路・橋梁等の耐震化対策等や落石危険箇所等の防災対策を推進する必要があります。[建設課]

【市街地整備の促進】

- ・都市の防災機能の向上を図るため、主要道路等の骨格的な施設の整備や老朽木造住宅密集地の解消等を行う必要があります。[建設課]

【ブロック塀等の倒壊防止対策】

- ・町民に対して、倒壊防止のための知識の普及、向上に努めるとともに、建築基準法に定める基準の遵守を指導する必要があります。[建設課]

【移動の円滑化】

- ・国、県との連携により、主要道路の歩車分離と十分な広さの歩道の確保する必要があります。[建設課]
- ・歩道の段差や障害物の除去、視覚障がい者用誘導ブロックの設置など道路整備を進める必要があります。[建設課]

【災害危険地域に関する調査・計画・対策】

- ・地域ごとに被害想定を策定し、それに対応するために、災害危険地域単位で情報の収集・伝達、災害に対する警戒、避難体制等の計画の立案、町民への周知・徹底を行う必要があります。[建設課、防災安全室]
- ・ドローンを活用し、災害危険区域の調査や災害発生時の被害状況の把握、調査を実施する必要があります。[防災安全室]
- ・言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとする必要があります。[防災安全室]
- ・防災教育・防災訓練の実施、インターネットやSNSなど多様な手段を用いた多言語による災害情報の提供を行う必要があります。[防災安全室]

【査察・指導の強化】

- ・消防法に基づいて防火管理者を定める必要がある防火対象物、消防用設備の設置を義務付けられている施設において、危険物の保守体制を確立する必要があります。[防災安全室]

(2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

【総合的な水害対策の推進】

- ・浸水想定区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援する必要があります。[健康福祉課、防災安全室]
- ・平常時からダム施設管理者との協力体制の確立を図り、ダム放流警報の町民への伝達を徹底する必要があります。[防災安全室、建設課]
- ・新丸山ダム建設事業の整備を促進する必要があります。[建設課、防災安全室]
- ・河川や排水路の氾濫区域解消を目指し、排水能力を向上するために、河川や排水路の改修や新規排水路の整備を推進する必要があります。[建設課]
- ・水害時の避難対策の強化に向け、管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図る必要があります。[建設課]
- ・内水による浸水被害の防止・軽減のため、下水道による浸水対策を進める必要

があります。[建設課]

- ・対策に従事する職員や町民に対して、水害災害に関する知識、技術の教育と防災思想の普及徹底に当たるとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、図上訓練（ロールプレイング式訓練）などを取り入れた防災訓練を実施する必要があります。[防災安全室]
- ・国土交通省が作成した洪水浸水区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、町民へ周知徹底を行う必要があります。[防災安全室]
- ・浸水区域内に存する公共施設について、避難所及び災害対策拠点となる施設の浸水区域外へ移転整備を検討する必要があります。[防災安全室]

【災害危険地域に関する調査・計画・対策】

- ・地域ごとに被害想定を策定し、それに対応するために、災害危険地域単位で情報の収集・伝達、災害に対する警戒、避難体制等の計画の立案、町民への周知・徹底を行う必要があります。[建設課、防災安全室]
- ・ドローンを活用し、災害危険区域の調査や災害発生時の被害状況の把握、調査を実施する必要があります。[防災安全室]

【主要幹線道路等輸送路の確保】

- ・道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行う必要があります。[建設課]
- ・洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施する必要があります。[建設課]

（3）大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

【総合的な土砂災害対策の推進】

- ・土砂災害警戒区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援する必要があります。[健康福祉課、防災安全室]
- ・対策に従事する職員や町民に対して、土砂災害に関する知識、技術の教育と防災思想の普及徹底に当たるとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、図上訓練（ロールプレイング式訓練）などを取り入れた防災訓練を実施する必要があります。[防災安全室]
- ・山林植樹事業等を実施して林野の保全対策を総合的かつ計画的に推進し、防水機能、水源涵養機能、土砂流出防止機能等の確保を図る必要があります。[農林課]

- ・山崩れ、土石流による災害の激化を防ぐとともに、河床の安定を図るため、土石流災害が発生する可能性がある溪流や、人家密集地区等への影響の大きい地区を中心として、砂防えん提及び溪流保全工等の事業の促進を図る必要があります。[建設課]
- ・亀裂の発生、地盤隆起、陥没等の地すべり現象がみられる地区については、調査により原因を把握した上で、それぞれの地区に適した地すべり防止工事の促進を図る必要があります。[建設課]
- ・災害予防上必要度の高いものから、ため池の改修・補強事業を実施する必要があります。[建設課]
- ・急傾斜地崩壊危険区域の改良を実施する必要があります。[建設課]
- ・傾斜地等に土地造成を行った場合、土砂崩れや擁壁崩壊等が起きないように、土地造成業者に対し、土留め施設の整備等の安全対策の指導を行う必要があります。[建設課]
- ・山地に起因する災害等の被害を最小限に防止する必要があります。[建設課]

【災害危険地域に関する調査・計画・対策】

- ・地域ごとに被害想定を策定し、それに対応するために、災害危険地域単位で情報の収集・伝達、災害に対する警戒、避難体制等の計画の立案、町民への周知・徹底を行う必要があります。[建設課、防災安全室]
- ・ドローンを活用し、災害危険区域の調査や災害発生時の被害状況の把握、調査を実施する必要があります。[防災安全室]

【主要幹線道路等輸送路の確保】

- ・道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行う必要があります。[建設課]
- ・災害発生後の緊急輸送の確保等の観点から、落石危険箇所等の防災対策を推進する必要があります。[建設課]

(4) 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

【防災情報通信システムの維持管理】

- ・移動系防災無線の整備及び同報系防災行政無線のデジタル施設への更新をする必要があります。[防災安全室]
- ・音声のほか文字や画像による情報提供や伝達手段の多重化、多様化に努める必要があります。[防災安全室]

【要配慮者支援の実施】

- ・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援する必要があります。[健康福祉課]
- ・要配慮者に十分配慮した緊急通報システムなど、情報提供設備の導入・普及を図る必要があります。[健康福祉課]
- ・一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、見守りネットワーク活動や要配慮者支援マップの整備を通じて、要配慮者の実態を把握し、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図る必要があります。[健康福祉課]

【情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

- ・障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた多様な方法による情報提供サービスを充実させる必要があります。[健康福祉課、防災安全室、総務課]

【災害危険箇所・安全な避難路等の周知】

- ・町民に危険箇所を周知し、安全な避難路等の把握を促すため、定期的にハザードマップの更新、配布を行う必要があります。[防災安全室、建設課]

【移動の円滑化】

- ・国、県との連携により、主要道路の歩車分離と十分な広さの歩道の確保する必要があります。[建設課]
- ・歩道の段差や障害物の除去、視覚障がい者用誘導ブロックの設置など道路整備を進める必要があります。[建設課]

【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

- ・災害時に確実に防災行政無線を使用できるよう、職員等において使用方法の習熟を図る必要があります。[防災安全室]
- ・災害時の町民への情報伝達に、ラジオ、テレビ等の民間放送も活用できる体制を確立する必要があります。[防災安全室、総務課]
- ・防災拠点や避難所での利用も視野に入れ、Wi-Fi環境整備の充実を図る必要があります。[総務課]
- ・平常時からダム施設管理者との連携を強化し、ダム放流警報の町民への伝達を徹底する必要があります。[防災安全室]
- ・緊急時に備えて、河川管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図る必要があります。

ます。[建設課、防災安全室]

【減災・防災データの活用】

- ・災害に関わる気象情報を速やかに把握する必要があります。[防災安全室]
- ・同報系テレメータ（雨量計）設備を設置し、その有効利用に努める必要があります。[防災安全室]

【防災人材の育成】

- ・効果的な防災活動のため、消防職員OB等の専門知識を活かして、町民に対して地域密着型の指導を行う必要があります。[防災安全室]
- ・実践的な防災訓練や図上訓練、研修会等によってリーダーの育成を図る必要があります。[防災安全室]
- ・自主防災組織の拡充や防災リーダーの育成など、防災意識の高揚を推進し、地域の防災力の強化を図る必要があります。[防災安全室]

【地域防災力の向上】

- ・町民が速やかに安全な場所に避難できるよう、各種ハザードマップの作成・公表・周知及び火災予防・地震対策等の防災知識の普及を行う必要があります。[防災安全室、建設課]
- ・図上訓練などを取り入れた防災訓練を実施し、避難体制の向上に努める必要があります。[防災安全室]

【防災教育の推進】

- ・学校において、防災教育のための指導時間などを確保し、防災教育を充実に努める必要があります。[教育課]
- ・学校における防災教育の一環として「出前講座」を実施する必要があります。[教育課]
- ・県及び関係機関の協力のもと、町民や町内の事業者等を対象として、講演会、ポスター・チラシ、広報紙、インターネット等、様々な手段を活用しながら、あらゆる機会をとらえて災害予防及び応急対策についての知識や技術の普及を進める必要があります。[教育課]
- ・職員教育や学校教育においても防災知識の普及を図り、自助・共助や男女参画も加味した地域防災力の向上を推進する必要があります。[教育課]
- ・地域で発生した過去の災害からの教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、関連資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、収集した資料を広く一般に閲覧できるよう努め、町民による災害教訓伝承のための取り組みを支援する必要があります。[教育課]

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(5) 被災地での食料・飲料水等、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【非常用物資の備蓄促進】

- ・指定避難所において、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレなどの整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮する必要があります。[健康福祉課、教育課]
- ・防災資機材倉庫等を自主防災組織（自治会）ごとに設置して防災資機材の備蓄を進めることにより、自主防災活動の充実と地域防災力の強化に努める必要があります。[防災安全室]
- ・小・中学校における備蓄非常食購入（備蓄食料 アルファ米）を促進する必要があります。[教育課]
- ・避難者への食糧の提供に備え、学校給食共同調理場の大規模改修を実施する必要があります。[教育課]

【主要幹線道路等輸送路の確保】

- ・道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行う必要があります。[防災安全室、建設課]

【上水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

- ・国や県からの補助金及び交付金を活用しながら、緊急避難場所までの配水管路の耐震化など、配水管路の整備を計画的・効率的に進める必要があります。[水道環境課]
- ・災害時や渇水等の緊急時に対応した給水拠点の設定や飲料水給水計画を策定する必要があります。[防災安全室、水道環境課]

【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点を設置する必要があります。[防災安全室]
- ・民間事業者のノウハウ・能力・施設等が活用できるよう、委託可能な災害対策業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、関連する事業者とあらかじめ協定を結び必要があります。[防災安全室]
- ・国や民間物流事業者などと連携し、物資調達から指定避難所までの輸送システムの構築する必要があります。[防災安全室]

【電力の安定供給の確保】

- ・道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を行う必要があります。[防災安全室]
- ・電力会社との連絡体制を強化し、電力の供給停止・復旧等に関する情報を得る等、災害時の電力の安定供給や応急対策に努める必要があります。[防災安全室]

【帰宅困難者対策の推進】

- ・企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す必要があります。[総務課]
- ・帰宅途中で救援が必要になった人に対する救援や避難所への救助対策等を図る必要があります。[総務課]

【再生可能エネルギーの活用促進】

- ・避難所に対する災害時の非常用電力としての供給の仕組みづくりなど、防災力の強化に努める必要があります。[地域振興課]

【支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化】

- ・石油等の燃料類の供給体制を強化し、医療機関や医療救護班、緊急通行車両等に優先的に供給するとともに、避難所や各家庭、事業所等にも配給できるよう努める必要があります。[総務課]

【代替機能の確保】

- ・災害によってライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸・耐水性貯水槽、自家発電装置、プロパンガス、仮設トイレ、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、新エネルギーシステム等の代替機能の確保に努める必要があります。[総務課、防災安全室、町民課、地域振興課、水道環境課]

(6) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

【公共交通ネットワークの構築】

- ・八百津町地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通ネットワークを構築する必要があります。[地域振興課]
- ・災害時における町民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討する必要があります。[地域振興課]

【主要幹線道路等輸送路の確保】

- ・道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行う必要があります。[防災安全室、建設課]
- ・町道については、町内全体の交通網や生活道路の形態等を考慮して、その整備を計画的かつ効率的に推進する必要があります。[建設課]
- ・洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施する必要があります。
- ・道路・橋梁等の耐震化対策等や落石危険箇所等の防災対策を推進する必要があります。[建設課]
- ・大規模災害時に道路交通に支障が生じる場合に備えて、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築する必要があります。[防災安全室、建設課]

【孤立集落の発生に備えたネットワークの確保】

- ・孤立集落となる可能性がある地域について、危険箇所等における対策工事の重点的な実施、迂回路確保に配慮した道路網の整備等による対策を行う必要があります。[建設課]

【防災情報通信システムの維持管理】

- ・移動系防災無線の整備及び同報系防災行政無線をデジタル施設へ更新する必要があります。[防災安全室]
- ・音声のほか文字や画像による情報提供や伝達手段の多重化、多様化に努め必要があります。[防災安全室]

【再生可能エネルギーの活用促進】

- ・避難所に対する災害時の非常用電力としての供給の仕組みづくりなど、防災力の強化に努める必要があります。[地域振興課]

(7) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

【災害対応力強化のための資機材整備】

- ・消防車両の年次計画による更新や防災無線のデジタル化などを行い、計画的に防災体制の維持・充実を進める必要があります。[防災安全室]
- ・情報通信機器や災害救助・調査用資材等、防災活動や救助活動に不可欠な資機材の充実・備蓄を通じて、災害応急対応能力の向上を図る必要があります。[防災安全室]
- ・可茂消防事務組合消防本部との連絡を密にし、八百津町消防団の施設、機械・器具・資材、消防通信網の充実・強化を順次実施し、消防力の向上を図る必要

があります。[防災安全室]

【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・国が示す消防水利の基準に基づき計画的に整備を進め、消火栓と耐震性防火水槽との適切な組合せによる水利の多元化に努める必要があります。[防災安全室]
- ・地震による建物の崩壊、路面の地割れ等の状況下でも適切に機能する消防資機材等の整備し、その点検・保全に努める必要があります。[防災安全室]
- ・大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた救助隊の整備を推進する必要があります。[防災安全室]
- ・広域市町村と連携し、施設・設備の充実等を図ることにより、可茂消防事務組合消防本部の常備消防や救急体制の一層の充実努める必要があります。[防災安全室]
- ・消防機関と連携して、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、県本部やその他の関係団体、市町村と合同して大規模な機動連合演習を実施する必要があります。[防災安全室]
- ・県外から派遣される多数の警察、消防等の救助部隊の受け入れるための拠点の整備と対応する災害に応じて浸水防止・土砂災害に対する安全確保を行う必要があります。[防災安全室]

【消防体制の強化】

- ・地域の消防力の低下を招かないように消防団員の確保・組織再編を図り、消防力の確保を進める必要があります。[防災安全室]
- ・消防力の一層の充実・効率化を図るため、八百津町消防団の教育訓練体制の充実に努めます。[防災安全室]
- ・可茂消防事務組合消防本部への協力、八百津町消防団との一体的な消防活動体制の確立を図るとともに、「岐阜県広域消防相互応援協定」、近隣市町村間の「消防相互応援協定」に基づく応援隊の派遣、受入等の整備を進め、広域消防応援体制の強化を図る必要があります。[防災安全室]

(8) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

【災害医療体制の充実】

- ・町内外の医療機関と連携体制を構築するとともに、八百津町災害時医療救護計画に基づき、大規模災害における被災者の医療救護に対応する必要があります。[町民課、健康福祉課]
- ・適切な医療サービスが受けられるよう、へき地診療所を維持存続に努める必要があります。[健康福祉課]

- ・大規模災害の場合は、多数の傷病者が発生したり、医療機関が機能停止・混乱したりすることも予測されるため、医療機関の協力のもと、地震災害等医療（助産）救護計画やマニュアルを策定し、大規模災害時の医療（助産）救護体制を確立し、町民の安全確保と被害の軽減を図る必要があります。[健康福祉課、総務課]
- ・県が整備する、医療機関と消防機関、行政機関等が情報共有するシステムを活用するため、操作等の研修・訓練に定期的に参加する必要があります。[健康福祉課、総務課、防災安全室]
- ・災害時の医療機関の機能の維持、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保する必要があります。[健康福祉課、総務課、防災安全室]
- ・医療機関と連携し、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の知識向上に努める必要があります。[健康福祉課、総務課、防災安全室]
- ・県内の広範囲で被害が発生する可能性があることから、県外市町村等とも協定等を締結し、広域的な支援が受けられる体制を構築する必要があります。[町民課、健康福祉課]

【福祉避難所の運営体制の確保】

- ・一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者・障がい者、乳幼児・妊産婦等の要配慮者のために開設する福祉避難所では、介護・保育・療育等の専門知識を有した人員が必要となるため、福祉避難所指定施設や社会福祉協議会等と連携し、福祉避難所の運営体制の構築を図る必要があります。[健康福祉課、町民課、教育課、蘇水園、防災安全室]

【資機材等の供給体制の整備】

- ・医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の供給体制の確立に取り組む必要があります。[健康福祉課、総務課、防災安全室]
- ・医療機関や医療救護班、緊急通行車両に燃料を優先的に供給する体制の整備に取り組む必要があります。[健康福祉課、総務課、防災安全室]

【人材の確保とボランティアの活用】

- ・平常時よりヘルパー、手話通訳者等との広域的なネットワーク構築に努め、要配慮者の支援者や避難所での介護者等の確保を図る必要があります。また、災害時にボランティアが活用できるよう、受入体制等の整備を進める必要があります。[健康福祉課、総務課、防災安全室]

【広域後方医療機関との連携】

- ・移送が必要な重症患者数が多数に及ぶ場合など、必要に応じ、県を通じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に、町外の医療施設での広域的な広報医療活動を要請する必要があります。[健康福祉課]

（9）被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【感染症対策】

- ・岐阜県地震防災行動計画に基づいて、災害時の防疫・保健衛生業務マニュアルの整備に努める必要があります。併せて、保健所と連携し、防疫用薬剤・資機材の備蓄を進めるとともに、調達計画を立案する必要があります。[健康福祉課]
- ・事前に予防等の対策が可能なもの、罹患によるリスクの高い疾病については、予防接種等の実施を推進する必要があります。[町民課、健康福祉課]
- ・生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等により感染症等疫病が発生・蔓延する可能性が高まることから、多数の避難者を受入れ、衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして防疫活動を実施する必要があります。[町民課、健康福祉課]
- ・避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、宿泊施設の活用や在宅避難など、避難所における密集状態の回避について検討や必要な物資の備蓄などの対策を促進する必要があります。[健康福祉課、防災安全室]
- ・要配慮者利用施設での感染症について、対応を周知するとともに県と連携しながら支援体制、危機管理体制を整備する必要があります。[町民課、健康福祉課]

【環境衛生対策】

- ・関係機関と連携し、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について事前に検討する必要があります。[水道環境課、健康福祉課]
- ・災害時のし尿処理について、県や関係機関と協力し、事前に検討を進めるとともに、仮設トイレの備蓄を進める必要があります。[水道環境課、健康福祉課]
- ・災害時の遺体安置所について、事前に民間事業者の協力協定を締結し安置場所及び管理体制を整備するとともに、警察機関と連携して対応する必要があります。[水道環境課、健康福祉課]

【広域後方医療機関との連携】

- ・移送が必要な重症患者数が多数に及ぶ場合など、必要に応じ、県を通じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国

立病院機構)に、町外の医療施設での広域的な広報医療活動を要請する必要があります。[健康福祉課]

(10) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【災害時健康管理体制の整備】

- ・「自分の健康は自分で守り、つくる」という健康意識の高揚を図り、避難所生活中等でも積極的な健康づくりの実践と習慣化を推進する必要があります。[町民課、健康福祉課]
- ・保健所や消防、町内外の医療施設等との連携体制を充実し、平常時から健康管理体制を構築する必要があります。[町民課、健康福祉課]

【障害福祉サービスの充実】

- ・障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療育を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供する必要があります。[健康福祉課]

【福祉避難所の運営体制の確保】

- ・一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者・障がい者、乳幼児・妊婦等の要配慮者のために開設する福祉避難所では、介護・保育・療育等の専門知識を有した人員が必要となるため、福祉避難所指定施設や社会福祉協議会等と連携し、福祉避難所の運営体制の構築を図る必要があります。[健康福祉課、町民課、教育課、蘇水園、防災安全室]

【避難所の防災機能・生活環境の向上】

- ・指定避難所に指定されている施設が安心して利用できるよう、耐震対策や非常電源設備、備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を進める必要があります。[健康福祉課]
- ・可能な限り良好な生活環境を確保するため、暑さ・寒さ対策として、保育園において空調設備を、小・中学校において空調や衛生機器等の整備等を進める必要があります。[健康福祉課、教育課]
- ・保育園、学校、公民館などについて、スロープ・手すり・障がい者用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する必要があります。[健康福祉課、教育課]

【避難所環境の充実】

- ・被災者が一定期間滞在できる安全な公共施設等をあらかじめ指定避難所として指定するとともに、指定避難所の運営体制を確立するため、予定される避難所

ごとに避難者（自主防災組織等）、施設管理者と事前に協議し、避難所マニュアルを策定する必要があります。[防災安全室、健康福祉課、教育課]

- ・避難所に指定した施設において、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレなどの整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮した整備・備蓄を進める必要があります。[防災安全室、健康福祉課、教育課]

【被災住宅の支援】

- ・災害によって住宅が被災や、土砂の浸入等によって居住できなくなった被災者のうち、自力での対応が困難な被災者を支援するため、関係業界団体等の協力を得て、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施及び障害物の除去を行う必要があります。[建設課]

【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

- ・大規模災害を想定し、安全性にも配慮した応急仮設住宅の建設可能用地の把握、公営住宅の空き状況等の把握等に取り組む必要があります。[建設課]

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

(11) 役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【災害初動対応力の強化】

- ・町固有の地域防災特性の把握に努めるとともに、類似の地域特性を備えた他地域での災害資料の収集・整理、防災対策や被災者救護対策の調査、県や関係機関との防災情報交換を通じて、災害対策に関する知識を深める必要があります。[防災安全室]
- ・災害時の職員別分担任務や配備場所等についてあらかじめ定め、即座に対応できる初動体制の確立を目指すとともに、県や関係機関との連携により中枢機能の充実を図る必要があります。[防災安全室]
- ・大規模災害時における交通・通信網の途絶、職員自身の被災等の事態も想定して、職員の参集手段や情報伝達手段、職員の寄宿舍等について検討を行い、多重的な体制の構築に取り組む必要があります。[防災安全室]
- ・専門的知見を備えた防災職員の確保・育成に努める必要があります。[防災安全室]
- ・情報通信機器や災害救助・調査用資材等、防災活動や救助活動に不可欠な資機材の充実・備蓄を通じて、災害応急対応能力の向上を図るとともに、建設業協会等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定締結を推進する必要があります。[防災安全室]

- ・罹災証明書の交付が遅滞なく実施できるよう、業務実施体制の整備に努めるとともに、当該業務を支援するシステムの活用について検討する必要があります。
[防災安全室]

【業務継続体制の整備】

- ・災害発生後の応急対策等の的確な実施、人員・資機材の効率的な配備、行政業務の継続・早期復旧を図るため、業務継続計画を策定します。また、定期的に教育・訓練・点検・評価等を実施し、経験の蓄積や地域の実情の変化等も踏まえて、改訂や体制の見直しを行う必要があります。[防災安全室]
- ・災害後における行政業務遂行を支援するため、電力、通信手段、コンピュータシステム等の基盤設備が災害時または災害後の必要な期間機能するよう、自家発電設備の整備、予備機の設置、燃料の備蓄等、その強化・充実に努める必要があります。[防災安全室]
- ・災害後においても確実に業務を継続できるよう、個人情報を含む住民基本台帳、戸籍、地籍、建築物等の重要データについては、消失を防ぐためのバックアップシステム（分散保存）を行う必要があります。[防災安全室]

【災害対策本部施設・整備】

- ・災害発生時に本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部が機能する代替施設（八百津ファミリーセンター）を整備する必要があります。[総務課]
- ・保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等を整備する必要があります。[総務課]
- ・災害情報を一元的に把握し共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能を充実・強化する必要があります。[総務課]

【広域連携の推進】

- ・災害の規模が大きい場合は町の防災機関だけでは対応できない事態も想定されることから、みのかも定住自立圏内の市町村をはじめとする県内外の市町村との相互応援協定等、広域の応援体制を多重的に整備する必要があります。[総務課]

（12）被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【相談窓口の設置】

- ・役場関係部署をはじめ、社会福祉協議会、サービス事業所、警察、民生委員など身近なすべての関係機関が連携し、犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、相談体制の構築を促進する必要があります。[健康福祉課]

【見守りネットワーク事業の推進】

- ・平成25年度から実施している見守りネットワーク事業の協定事業所の増加を働きかける必要があります。[健康福祉課]

【防犯体制の推進】

- ・警察など関係機関と連携して、広報や啓発活動を通し、防犯に対する意識の向上を図る必要があります。[防災安全室]
- ・未設置地を含め防犯灯の整備を進める必要があります。[建設課]
- ・地域団体や関係団体と連携して、防犯パトロールの実施など地域での防犯活動の推進を図る必要があります。[防災安全室]

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(13) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【防災情報通信システムの維持管理】

- ・移動系防災無線の整備及び同報系防災行政無線のデジタル施設への更新をする必要があります。[防災安全室]
- ・音声のほか文字や画像による情報提供や伝達手段の多重化、多様化に努める必要があります。[防災安全室]

【情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

- ・障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた多様な方法による情報提供サービスを充実させる必要があります。[健康福祉課、防災安全室、総務課]

【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

- ・災害時に確実に防災行政無線を使用できるよう、職員等において使用方法の習熟を図り、また、災害時の町民への情報伝達には、ラジオ、テレビ等の民間放送も活用できる体制を確立する必要があります。[防災安全室]

【防災・災害対応に必要な通信インフラの整備】

- ・災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるような通信手段の整備を図る必要があります。[防災安全室]
- ・超広域・大規模災害や複合災害の発生時を想定し、通信手段の多重化や情報伝達・収集手段の多様化を通じて、情報・通信手段の信頼性の向上を図る必要があります。[防災安全室]

- ・消防車両の年次計画による更新や防災無線のデジタル化などを行い、計画的に防災体制の維持・充実を進める必要があります。[防災安全室]

【代替機能の確保】

- ・災害によってライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸・耐水性貯水槽、自家発電装置、プロパンガス、仮設トイレ、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、新エネルギーシステム等の代替機能の確保に努める必要があります。[総務課、防災安全室、町民課、地域振興課、水道環境課]

【通信機能の確保】

- ・災害時の通信（電話）の断絶や輻輳等を避けるため、電気通信事業者との連携のもと、災害時優先電話の増設、災害用伝言ダイヤル・伝言板の活用、携帯電話中継局の増設、携帯衛星電話の利用等を行う必要があります。[防災安全室]

5. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

(14) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

【商業事業者の支援体制強化】

- ・既存の商業事業者や団体の育成及び支援を強化する必要があります。[地域振興課]
- ・観光客を商店街へ誘導する仕組みづくりや他市町村との交流によるイベント戦略を展開する必要があります。[地域振興課]
- ・ふるさと納税によるPR戦略を行う必要があります。[地域振興課]

【BCP等の策定支援】

- ・企業・事業所等において、災害発生後の事業の継続・早期再編が実現できるよう、BCP策定支援及びBCM構築支援等が実施できる体制を整備する必要があります。[地域振興課]
- ・商工団体等と連携し、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る必要があります。[地域振興課]

【本社機能の誘致・企業立地の促進】

- ・企業ニーズの把握、設備投資に対しての奨励金の交付、固定資産税の減免措置の適用、融資対象の拡大などの支援を継続する必要があります。[地域振興課]
- ・再生可能エネルギー関連会社と連携して企業誘致を推進する必要があります。

[地域振興課]

【観光PR活動の強化、風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、HP・SNS等のITを活用しながら、観光PRを強化や、正確な情報の発信に努める必要があります。[地域振興課、タウンプロモーション室]
- ・ユネスコ「世界の記憶」登録を目指し、広報やPR活動の強化を図る必要があります。[地域振興課、タウンプロモーション室]
- ・岐阜県遺産連合などの関係機関や他市町村とのつながりを強化するとともに、旅行会社などの民間企業との連携も検討し、観光体制の強化を図る必要があります。[地域振興課、タウンプロモーション室]

【観光施設等の自衛防災組織の整備・強化】

- ・観光施設の経営者または管理者は、各施設の防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助体制等組織の整備を進める必要があります。[地域振興課、タウンプロモーション室]
- ・観光客等多数の者が利用する施設・事業所など、災害が発生した場合に被害が拡大する可能性がある施設は、自衛防災組織の整備や実践訓練に努め、災害の防止と被害の軽減を図る必要があります。[地域振興課、タウンプロモーション室]

(15) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【緊急輸送道路ネットワークの確保】

- ・新丸山ダム建設事業に伴い整備予定の国道418号（八百津町潮見～恵那市飯地）は、第2次緊急輸送道路に指定予定であることから、関係機関とともに整備促進を呼びかける必要があります。[防災安全室、建設課]
- ・洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施する必要があります。[防災安全室、建設課]
- ・道路・橋梁等の耐震化対策等や落石危険箇所等の防災対策を推進する必要があります。[防災安全室、建設課]
- ・大規模災害時に道路交通に支障が生じる場合に備えて、緊急輸送道路やヘリコプター緊急離着陸場の指定など、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築する必要があります。[防災安全室、建設課]

【道路施設の維持管理】

- ・道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行う必要があります。[建設課]

(16) 食料や物資の供給の途絶

【飲料水の確保】

- ・被災地に近い水源地や給水栓から給水車・容器等を利用して給水拠点等に搬送供給する体制を整える必要があります。[水道環境課]

【食料供給体制の確保】

- ・JA・営農組合などの関係機関や関係団体と連携して、町内外から農地の受け手の確保に努める必要があります。[農林課]
- ・営農指導や共済事業の減収補てんにより、生産性の維持や継続を図るとともに、地産地消の仕組みづくりを推進する必要があります。[農林課]

【農業水利施設の整備】

- ・農道、農業用排水路、ため池など農業基盤の整備と維持管理を図る必要があります。[農林課、建設課]

【農地防災】

- ・風水害等によって土砂崩壊の危険がある箇所については、県の協力のもと土砂災害防止工事を実施し、農用地や農業用施設の災害を防止する必要があります。[農林課、建設課]
- ・耕土の流出被害が生じるおそれのある急傾斜地では農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施する必要があります。[農林課、建設課]

【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点を設置する必要があります。[防災安全室]
- ・民間事業者のノウハウ・能力・施設等が活用できるよう、委託可能な災害対策業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、関連する事業者とあらかじめ協定を結ぶ必要があります。[防災安全室]
- ・国や民間物流事業者などと連携し、物資調達から指定避難所までの輸送システムの構築を必要があります。[防災安全室]

6. ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(17) ライフライン（電気、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

【上水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

- ・国や県からの補助金及び交付金を活用しながら、緊急避難場所までの配水管路の耐震化など、配水管路の整備を計画的・効率的に進める必要があります。[水道環境課]
- ・災害時や濁水等の緊急時に対応した給水拠点の設定や飲料水給水計画の策定を進める必要があります。[水道環境課]

【下水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

- ・公共下水道事業区域では、地区全体を見据えた面的な整備事業を継続する必要があります。[水道環境課]
- ・農業集落排水事業区域では、接続を推進するとともに、長寿命化を図る必要があります。[水道環境課]
- ・下水道施設の設計、施工、維持管理に当たっては、立地条件に応じた地震対策に努める必要があります。[水道環境課]

【電力の安定供給の確保】

- ・道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を行う必要があります。[防災安全室]
- ・電力会社との連絡体制を強化し、電力の供給停止・復旧等に関する情報を得る等、災害時の電力の安定供給や応急対策に努める必要があります。[防災安全室]

【再生可能エネルギーの活用促進】

- ・避難所に対する災害時の非常用電力としての供給の仕組みづくりなど、防災力の強化に努める必要があります。[地域振興課]

【通信機能の確保】

- ・災害時の通信（電話）の断絶や輻輳等を避けるため、電気通信事業者との連携のもと、災害時優先電話の増設、災害用伝言ダイヤル・伝言板の活用、携帯電話中継局の増設、携帯衛星電話の利用等を行う必要があります。[防災安全室]

【代替機能の確保】

- ・災害によってライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸・耐水性貯水槽、自家発電装置、プロパンガス、仮設トイレ、アマチュア無線、タクシー

無線、インターネット、新エネルギーシステム等の代替機能の確保に努める必要があります。[総務課、防災安全室、町民課、地域振興課、水道環境課]

(18) 地域公共交通ネットワークの分析

【公共交通ネットワークの構築】

- ・八百津町地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通ネットワークを構築する必要があります。[地域振興課]
- ・災害時における町民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討する必要があります。[地域振興課]

【農業水利施設の整備】

- ・地域交通ネットワークを分断しないという観点から、農道、農業用排水路、ため池など農業基盤の整備と維持管理を図る必要があります。[建設課]

【森林保全の推進】

- ・林道や作業道の整備を行う必要があります。[農林課、建設課]

(19) 異常渇水等による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

【水源関連施設の整備推進等】

- ・新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成を目指し整備を促進する必要があります。[建設課、防災安全室]
- ・渇水による被害の軽減のため、渇水時の対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）を作成する必要があります。[農林課]

【水源の多様化】

- ・水源の多元化、浄水場施設等の整備、応援体制の整備等を通じて安定した水源を確保する必要があります。[水道環境課]
- ・雨水・地下水等の有効活用を進める必要があります。[水道環境課]

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(20) ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【農業用ため池の防災対策の推進】

- ・斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐の老朽化による機能低下、流木の流下、堤体からの漏水による決壊等を防ぐため、低位部農用地の排水路とともに、災害予防上の必要度の高いものから順次改修・補強事業を実施する必要があります。

[防災安全室、建設課]

【河川構造物の整備】

- ・新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成を目指し整備を促進するとともに、兼山ダム、丸山ダムの調査・点検を行う必要があります。[建設課、防災安全室]
- ・平常時からダム施設管理者との協力体制の確立を図り、ダム放流警報の町民への伝達を徹底する必要があります。[防災安全室、建設課]
- ・河川や排水路の氾濫区域解消を目指し、排水能力を向上するために、河川や排水路の改修や新規排水路の整備を推進する必要があります。[建設課]
- ・排水能力を健全に保持するため、河川の修繕や堆石土砂の除去などの維持管理に努める必要があります。[建設課]

(21) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農業水利施設の整備】

- ・秩序ある土地利用を図り、優良農地の確保、保全に努める必要があります。[農林課、建設課]
- ・農道、農業用排水路、ため池など農業基盤の整備と維持管理を図る必要があります。[農林課、建設課]

【農地防災】

- ・風水害等によって土砂崩壊の危険がある箇所については、県の協力のもと土砂災害防止工事を実施し、農用地や農業用施設の災害を防止する必要があります。[農林課、建設課]
- ・耕土の流出被害が生じるおそれのある急傾斜地では農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施する必要があります。[農林課、建設課]

【食料供給体制の確保】

- ・JA・営農組合などの関係機関や関係団体と連携して、町内外から農地の受け手の確保に努める必要があります。[農林課]

【森林保全の推進】

- ・森林施業を促進するとともに、間伐や複層林植栽などの整備を行い、森林の保全及び育成に努める必要があります。[農林課]
- ・林道や作業道の整備、森林施業の実実施計画の集約化、人工林環境整備の促進、森林組合を中核とした生産活動の推進を行う必要があります。[農林課、建設課]

【災害に強い森林づくり】

- ・地域の特性に配慮して林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進し、必要な地域には、防火林道や防火森林の整備を実施する必要があります。[農林課、建設課]
- ・林野の所有者（管理者）と災害対策用資機材等の整備・充実を図るとともに、森林組合等と連携して、自主的な森林保全管理活動を推進する必要があります。[農林課]
- ・林野火災の未然防止と被害軽減を図るため、林業従事者、入山者等への啓発の実施、標識板・立看板や防火水槽の設置に努める必要があります。[農林課]

8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(22) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【災害廃棄物対策の推進】

- ・災害廃棄物処理基本計画に基づき、がれき処分場の整備や維持管理、中小河川の水質検査や悪臭対策、臭気測定などを継続する必要があります。[水道環境課]
- ・関係機関と連携し、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について事前に検討を行います。また、大規模災害時に備え、広域的連携のもと、ごみやがれき、し尿等の処理体制の充実努める必要があります。[水道環境課]

【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取り組みにあわせて、災害発生時には流出したごみを適正に撤去・処分する必要があります。[水道環境課]

(23) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【コミュニティ活動の担い手育成】

- ・ 民生・児童委員の養成と研修を実施し、地域リーダーの育成を図るとともに、地域福祉の担い手の育成や町民ネットワーク化を取り組むことで、町民が主体となって活動できる体制づくりを進める必要があります。[健康福祉課]
- ・ 自主防災組織の整備や活動拠点（コミュニティ防災拠点）の整備、リーダーの育成、防災現場等への女性の参画拡大を図る必要があります。[防災安全室]
- ・ 八百津町要配慮者避難支援プランに基づき、要配慮者の見守りの実施や緊急対応の仕組み、避難後の生活の支援体制を構築し、地域での助け合い活動を推進する必要があります。[健康福祉課]
- ・ 災害発生時には、地域で助け合いながら避難行動等が行えるよう、関係者間で要配慮者情報の共有などを平常時から実施する必要があります。[健康福祉課]

【地域生活支援拠点等の機能の充実】

- ・ 緊急時の受入体制の確保、コーディネーターの配置等拠点機能の充実を図る必要があります。[健康福祉課]

【災害ボランティアの受入・連携体制の構築】

- ・ 日本赤十字社岐阜県支部八百津町分区や八百津町社会福祉協議会、その他ボランティア団体と連携し、平常時の登録・研修の実施、災害時の活動調整体制や活動拠点の確保に努める必要があります。[防災安全室]
- ・ 八百津町社会福祉協議会と連携してボランティアコーディネーターの養成を行う必要があります。[防災安全室]
- ・ 町のボランティア支援業務マニュアルの整備を図る必要があります。[防災安全室]

【防災人材の育成】

- ・ 効果的な防災活動のため、消防職員OB等の専門知識を活かして、町民に対して地域密着型の指導を行うとともに、実践的な防災訓練や図上訓練、研修会等によってリーダーの育成を図る必要があります。[防災安全室]
- ・ 自主防災組織への活動支援による組織の拡充や防災リーダーの育成など、防災意識の高揚を推進します。また、中高生を対象に防災士の資格取得を支援する必要があります。[防災安全室]
- ・ みのかも定住自立圏の枠組みで、防災士および防災リーダーを広域で養成する必要があります。[防災安全室、総務課]
- ・ 自治会等が共助の考え方のもと、災害時に適切な対応がとれるよう、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等の取り組みを支援する必要があります。[防災安全室]

【災害対応力強化のための資機材整備】

- ・大規模災害等に備え、建設業協会等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定締結を推進する必要があります。[防災安全室]

【地籍調査の推進】

- ・土地の所有者や境界等を明確にすることで、境界トラブルを未然に防止し、災害復旧の迅速化を図る必要があります。[建設課]

(24) 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

【道路ネットワーク整備】

- ・新丸山ダム建設事業に伴い整備予定の国道418号（八百津町潮見～恵那市飯地）は、第2次緊急輸送道路に指定予定であることから、関係機関とともに整備促進を呼びかける必要があります。[防災安全室、建設課]
- ・町内全体の交通網や生活道路の形態等を考慮して、町道整備を計画的かつ効率的に推進する必要があります。[建設課]
- ・道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行う必要があります。[建設課]
- ・洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施する必要があります。[建設課]
- ・道路・橋梁等の耐震化対策等や落石危険箇所等の防災対策を推進する必要があります。[建設課]

【河川構造物の整備】

- ・新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成を目指し整備を促進する必要があります。[建設課、防災安全室]
- ・河川や排水路の氾濫区域解消を目指し、排水能力を向上するために、河川や排水路の改修や新規排水路の整備を推進し、また、排水能力を健全に保持するため、河川の修繕や堆石土砂の除去などの維持管理に努める必要があります。[建設課]

【地盤の液状化対策】

- ・埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り、詳細かつ精度の高い液状化危険度マップを作成する必要があります。[建設課、防災安全室]
- ・優先的に液状化対策が必要な区域の指定を行うとともに、各種の液状化対策工

法の普及を図る必要があります。[建設課、防災安全室]

(25) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【環境保全の推進】

- ・町の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する必要があります。[水道環境課]
- ・環境の維持のため、水質や悪臭の調査などを継続的に実施する必要があります。[水道環境課]
- ・町民への広報・啓発を通して、環境意識の向上を図る必要があります。また、町民が管理する緑地及び水辺について、地域団体による維持管理・活用などを促進する必要があります。[水道環境課、地域振興課]

【被災動物等の対策】

- ・獣医師会等の関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、被災動物の保護、収容、救援等を行う必要があります。[水道環境課]
- ・飼い主とともに避難した動物の収容施設の避難所隣接地に設置し、適正な環境の維持に努める必要があります。[水道環境課]

【文化財保護対策の推進】

- ・次世代に伝承文化を継承していくため、文化協会などの芸術・文化団体の育成や支援を行い、地域に根ざした芸術・文化活動の支援に努めるとともに、町民の芸術・文化活動への積極的な参加を促し、町民の芸術・文化への理解や意識向上を推進する必要があります。[教育課]
- ・国の重要文化財である旧八百津発電所資料館の耐震化を検討し、維持管理に努める必要があります。[教育課]
- ・不燃化構造の保存庫、収蔵庫、消火栓・消火器等の設置によって、文化財等を火災等の災害から防護・保存に努める必要があります。また、防災知識の普及徹底や防災意識の高揚を図る必要があります。[教育課]

別紙2 施策分野別の強靱化の推進方針

基本目標1 笑顔で寄り添う福祉と健康のまちづくり

(1) 健康づくりの推進



※上記のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。（以下、同じ）

【災害医療体制の充実】

- ・町内外の医療機関と連携体制を構築するとともに、八百津町災害時医療救護計画に基づき、大規模災害における被災者の医療救護に対応します。[町民課、健康福祉課]
- ・適切な医療サービスが受けられるよう、へき地診療所を維持存続に努めます。[健康福祉課]

【感染症対策】

- ・岐阜県地震防災行動計画に基づいて、災害時の防疫・保健衛生業務マニュアルの整備に努めます。併せて、保健所と連携し、防疫用薬剤・資機材の備蓄を進めるとともに、調達計画を立案します。[健康福祉課]
- ・事前に予防等の対策が可能なもの、罹患によるリスクの高い疾病については、予防接種等の実施を推進します。[町民課、健康福祉課]
- ・生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等により感染症等疫病が発生・蔓延する可能性が高まることから、多数の避難者を受け入れ、衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして防疫活動を実施します。[町民課、健康福祉課]
- ・避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、宿泊施設の活用や在宅避難など、避難所における密集状態の回避について検討や必要な物資の備蓄などの対策を促進します。[健康福祉課、防災安全室]
- ・要配慮者利用施設での感染症について、対応を周知するとともに県と連携しながら支援体制、危機管理体制を整備します。[町民課、健康福祉課]

【災害時健康管理体制の整備】

- ・「自分の健康は自分で守り、つくる」という健康意識の高揚を図り、避難所生活中でも積極的な健康づくりの実践と習慣化を推進します。[町民課、健康福祉課]
- ・保健所や消防、町内外の医療施設等との連携体制を充実し、平常時から健康管理体制を構築します。[町民課、健康福祉課]

(2) 地域福祉の充実



【要配慮者支援の実施】

- ・ 要配慮者に十分配慮した緊急通報システムなど、情報提供設備の導入・普及を図ります。[健康福祉課]
- ・ 一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、見守りネットワーク活動や要配慮者支援マップの整備を通じて、要配慮者の実態を把握し、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図ります。[健康福祉課]

【福祉避難所の運営体制の確保】

- ・ 一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者・障がい者、乳幼児・妊産婦等の要配慮者のために開設する福祉避難所では、介護・保育・療育等の専門知識を有した人員が必要となるため、福祉避難所指定施設や社会福祉協議会等と連携し、福祉避難所の運営体制の構築を図ります。[健康福祉課、町民課、教育課、蘇水園、防災安全室]

【感染症対策】

- ・ 避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、宿泊施設の活用や在宅避難など、避難所における密集状態の回避について検討や必要な物資の備蓄などの対策を促進します。[健康福祉課、防災安全室]

【コミュニティ活動の担い手育成】

- ・ 民生・児童委員の養成と研修を実施し、地域リーダーの育成を図るとともに、地域福祉の担い手の育成や町民ネットワーク化に取り組むことで、町民が主体となって活動できる体制づくりを進めます。[健康福祉課]
- ・ 八百津町要配慮者避難支援プランに基づき、要配慮者の見守りの実施や緊急対応の仕組み、避難後の生活の支援体制を構築し、地域での助け合い活動を推進します。[健康福祉課]
- ・ 災害発生時には、地域で助け合いながら避難行動等が行えるよう、関係者間で要配慮者情報の共有などを平常時から実施します。[健康福祉課]

(3) 少子化対策の充実



【公共施設等の維持修繕】

- ・八百津町公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化の進んだ施設の解体(錦津保育園・潮南保育園等)及び建替え(錦津保育園)を進めます。[健康福祉課]

【総合的な水害対策・土砂災害対策の推進】 【要配慮者支援の実施】

- ・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設(子育て支援施設等)の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援します。[健康福祉課]

【非常用物資の備蓄促進】

- ・指定避難所において、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレなどの整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮します。[健康福祉課、教育課]
- ・必要な場合は、指定施設の周辺に備蓄施設を確保し、地域完結型の備蓄に取り組みます。[健康福祉課、教育課]

【避難所の防災機能・生活環境の向上】

- ・指定避難所に指定されている施設が安心して利用できるよう、耐震対策や非常電源設備、備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を進めます。[健康福祉課]
- ・可能な限り良好な生活環境を確保するため、バリアフリー化や暑さ・寒さ対策として空調設備の整備等を進めます。(保育園等) [健康福祉課]

【福祉避難所の運営体制の確保】

- ・一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者・障がい者、乳幼児・妊産婦等の要配慮者のために開設する福祉避難所では、介護・保育・療育等の専門知識を有した人員が必要となるため、福祉避難所指定施設や社会福祉協議会等と連携し、福祉避難所の運営体制の構築を図ります。[健康福祉課、防災安全室]

【感染症対策】

- ・避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、宿泊施設の活用や在宅避難など、避難所における密集状態の回避について検討や必要な物資の備蓄などの対策を促進します。[健康福祉課、防災安全室]

(4) 高齢者福祉の充実



【公共施設等の維持修繕】

- ・ 八百津町公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化の進んだ施設(八百津町保健センター等)の修繕又は建替えを進めます[健康福祉課]

【総合的な水害対策・土砂災害対策の推進】 【要配慮者支援の実施】

- ・ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設(高齢者利用施設)の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援します。[健康福祉課]

【非常用物資の備蓄促進】

- ・ 指定避難所において、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレなどの整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮します。[健康福祉課、教育課]
- ・ 必要な場合は、指定施設の周辺に備蓄施設を確保し、地域完結型の備蓄に取り組みます。[健康福祉課、教育課]

【避難所の防災機能・生活環境の向上】

- ・ 指定避難所に指定されている施設が安心して利用できるよう、耐震対策や非常電源設備、備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を進めます。[健康福祉課]

【福祉避難所の運営体制の確保】

- ・ 一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者・障がい者、乳幼児・妊産婦等の要配慮者のために開設する福祉避難所では、介護・保育・療育等の専門知識を有した人員が必要となるため、福祉避難所指定施設や社会福祉協議会等と連携し、福祉避難所の運営体制の構築を図ります。[健康福祉課、防災安全室]

【感染症対策】

- ・ 避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、宿泊施設の活用や在宅避難など、避難所における密集状態の回避について検討や必要な物資の備蓄などの対策を促進します。[健康福祉課、防災安全室]

【コミュニティ活動の担い手育成】

- ・ 民生・児童委員の養成と研修を実施し、地域リーダーの育成を図るとともに、

地域福祉の担い手の育成や町民ネットワーク化に取り組むことで、町民が主体となって活動できる体制づくりを進めます。[健康福祉課]

- ・八百津町要配慮者避難支援プランに基づき、要配慮者の見守りの実施や緊急対応の仕組み、避難後の生活の支援体制を構築し、地域での助け合い活動を推進します。[健康福祉課]

(5) 障がい者福祉の充実



【総合的な水害対策・土砂災害対策の推進】 【要配慮者支援の実施】

- ・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（障がい者利用施設）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援します。[健康福祉課]

【福祉避難所の運営体制の確保】

- ・一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者・障がい者、乳幼児・妊産婦等の要配慮者のために開設する福祉避難所では、介護・保育・療育等の専門知識を有した人員が必要となるため、福祉避難所指定施設や社会福祉協議会等と連携し、福祉避難所の運営体制の構築を図ります。[健康福祉課、防災安全室]

【感染症対策】

- ・避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、宿泊施設の活用や在宅避難など、避難所における密集状態の回避について検討や必要な物資の備蓄などの対策を促進します。[健康福祉課、防災安全室]

【防災情報通信システムの維持管理】

- ・移動系防災無線の整備及び同報系防災行政無線のデジタル施設への更新を実施します。[防災安全室]
- ・防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、音声のほか文字や画像による情報提供や伝達手段の多重化、多様化に努めます。[防災安全室]

【情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

- ・障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた多様な方法による情報提供サービスを充実させます。[健康福祉課、防災安全室、総務課]

【公共交通ネットワークの構築】

- ・八百津町地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通ネットワークを構築します。[地域振興課]

【障害福祉サービスの充実】

- ・障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療育を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。[健康福祉課]

【相談窓口の設置】

- ・役場関係部署をはじめ、社会福祉協議会、サービス事業所、警察、民生委員など身近なすべての関係機関が連携し、犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、相談体制の構築を促進します。[健康福祉課]

【見守りネットワーク事業の推進】

- ・平成25(2013)年度から実施している見守りネットワーク事業の協定事業所の増加を働きかけます。[健康福祉課]

【コミュニティ活動の担い手育成】

- ・民生・児童委員の養成と研修を実施し、地域リーダーの育成を図るとともに、地域福祉の担い手の育成や町民ネットワーク化に取り組むことで、町民が主体となって活動できる体制づくりを進めます。[健康福祉課]
- ・八百津町要配慮者避難支援プランに基づき、要配慮者の見守りの実施や緊急対応の仕組み、避難後の生活の支援体制を構築し、地域での助け合い活動を推進します。[健康福祉課]

【地域生活支援拠点等の機能の充実】

- ・緊急時の受入体制の確保、コーディネーターの配置等拠点機能の充実を図ります。[健康福祉課]

基本目標2 快適な生活を過ごせる安心・安全なまちづくり

(6) 暮らしやすいまちの整備



【空家対策等の推進】

- ・空家等の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、八百津町空家等対策計画に基づき、空家の利活用や除去を進めます。また、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備など、総合的な空家対策を推進します。[地域振興課、建設課]

【市街地整備の促進】

- ・主要道路等の骨格的な施設の整備、老朽木造住宅密集地の解消等により、都市の防災機能の向上を図るため、市街地再開発事業や密集市街地（八百津市街地地区、対象地区は適宜見直し）の面的整備を促進します。[建設課]

【防災情報通信システムの維持管理】

- ・移動系防災無線の整備及び同報系防災行政無線のデジタル施設への更新を実施します。[防災安全室]
- ・防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、音声のほか文字や画像による情報提供や伝達手段の多重化、多様化に努めます。[防災安全室]

【地籍調査の推進】

- ・災害復旧の迅速化につなげるため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を推進します。[建設課]

(7) 道路・交通網の整備



【道路ネットワークの整備】 【主要幹線道路等輸送路の確保】

【緊急輸送道路ネットワークの確保】

- ・新丸山ダム建設事業に伴い整備予定の国道418号（八百津町潮見～恵那市飯地）は、第2次緊急輸送道路に指定予定であることから、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。また、県道井伊尻八百津線についても、整備促進を呼びかけます。[防災安全室、建設課]
- ・洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘削、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施します。[防災安全室、建設課]
- ・地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の耐震性の向上を図るとともに、落石危険箇所等の防災対策を推進します。[防災安全室、建設課]
- ・大規模災害時に道路交通に支障が生じる場合に備えて、緊急輸送道路やヘリコプター緊急離着陸場の指定など、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築します。[防災安全室、建設課]
- ・町道については、町内全体の交通網や生活道路の形態等を考慮して、その整備を計画的かつ効率的に推進します。[防災安全室、建設課]
- ・道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行います。また、点検結果に基づいて計画を策定し、維持補修工事を推進します。[建設課]

【道路施設の維持管理】

- ・高度経済成長期以降に整備された道路施設の老朽化が進行していることから、道路施設を健全な状態に保つため、橋梁・擁壁・舗装・道路安全施設などの点検を定期的に行うとともに、点検結果に基づいた計画を策定し、維持補修工事を推進します。[建設課]

【地盤の液状化対策】

- ・埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り、詳細かつ精度の高い液状化危険度マップを作成します。[建設課、防災安全室]
- ・優先的に液状化対策が必要な区域の指定を行います。[建設課、防災安全室]
- ・各種液状化対策工法の普及を図ります。[建設課、防災安全室]

【ブロック塀等の倒壊防止対策】

- ・町民に対して、倒壊防止のための知識の普及、向上に努めるとともに、建築基準法に定める基準の遵守を指導します。[建設課]

【災害危険箇所・安全な避難路等の周知】

- ・町民に危険箇所を周知し、安全な避難路等の把握を促すため、定期的にハザードマップの更新、配布を行います。[防災安全室、建設課]

【移動の円滑化】

- ・国、県との連携により、主要道路の歩車分離と十分な広さの歩道の確保を進めます。[建設課]
- ・歩道の段差や障害物の除去、視覚障がい者用誘導ブロックの設置など道路整備を進めます。[建設課]

【公共交通ネットワークの構築】

- ・災害時における町民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを設定した運行手法を検討します。また、代替交通を確保するため、バスの連携体制を構築します。[地域振興課]

(8) 住宅・宅地の整備**【住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進】**

- ・八百津町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断に対する補助及び耐震補強工事に対する補助の実施や相談体制の整備、情報提供の充実等を行い、耐震化の促進を図ります。さらに、窓ガラス等の落下防止対策等が進むよう指導・啓発を行います。[建設課]

【公共施設等の維持管理】

- ・既存町営住宅の計画的な維持管理・更新を行うとともに、新たに建設する場合は、可能な限り不燃構造とします。[建設課]

【被災建築物の応急危険度判定体制の整備】

- ・地震により被災した建築物及び宅地が二次災害に対して安全であるか判定を行う技術者を確保するため、平常時から技術の向上などに努めます。[建設課]

【被災住宅の支援】

- ・災害によって住宅が被災や、土砂の浸入等によって居住できなくなった被災者のうち、自力での対応が困難な被災者を支援するため、関係業界団体等の協力を得て、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施及び障害物の除去を行います。[建設課]

【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

- ・大規模災害を想定し、安全性にも配慮した応急仮設住宅の建設可能用地の把握、公営住宅の空き状況等の把握等に取り組みます。[建設課]

【地盤の液状化対策】

- ・埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り、詳細かつ精度の高い液状化危険度マップを作成します。[建設課、防災安全室]
- ・優先的に液状化対策が必要な区域の指定を行います。[建設課、防災安全室]
- ・各種液状化対策工法の普及を図ります。[建設課、防災安全室]

(9) 治山・治水対策の推進



【総合的な水害対策の推進】

- ・新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成に向け、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。[建設課、防災安全室]
- ・平常時からダム施設管理者との協力体制の確立を図り、ダム放流警報の町民への伝達を徹底します。[防災安全室、建設課]
- ・河川や排水路の氾濫区域解消を目指し、排水能力を向上するために、河川や排水路の改修や新規排水路の整備を推進します。また、水害時の避難対策の強化に向け、管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図ります。[建設課]

【総合的な土砂災害対策の推進】

- ・山崩れ、土石流による災害の激化を防ぐとともに、河床の安定を図るため、土石流災害が発生する可能性がある溪流や、人家密集地区等への影響の大きい地区を中心として、砂防えん提及び溪流保全工等の事業の促進を図ります。[建設課]
- ・必要に応じて計画を策定するとともに、山地に起因する災害等の被害を最小限に防止するよう努めます。[建設課]

- ・災害予防上必要度の高いものから、ため池の改修・補強事業を順次実施します。
[建設課]
- ・亀裂の発生、地盤隆起、陥没等の地すべり現象がみられる地区については、調査により原因を把握した上で、それぞれの地区に適した地すべり防止工事の促進を図ります。[建設課]
- ・急傾斜地崩壊危険区域の改良を実施します。[建設課]
- ・傾斜地等に土地造成を行った場合、土砂崩れや擁壁崩壊等が起きないように、土地造成業者に対し、土留め施設の整備等の安全対策の指導を行います。また、崩壊の危険のある既存の土留め施設等については、危険を周知し、防災対策を確立するよう指導します。[建設課]

【水源関連施設の整備推進等】

- ・新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成に向け、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。[建設課、防災安全室]
- ・渇水による被害の軽減のため、渇水時の対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）を作成します。[農林課]

【河川構造物の整備】

- ・新丸山ダム建設事業の円滑な進捗と早期完成に向け、関係機関とともに整備促進を呼びかけます。[建設課、防災安全室]
- ・兼山ダム、丸山ダムの調査・点検を行います。[建設課、防災安全室]
- ・排水能力を健全に保持するため、河川の修繕や堆石土砂の除去などの維持管理に努めます。[建設課]

【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取り組みにあわせて、災害発生時には流出したごみを適正に撤去・処分します。[建設課]

【農業用ため池の防災対策の推進】

- ・斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐の老朽化による機能低下、流木の流下、堤体からの漏水による決壊等を防ぐため、低位部農用地の排水路とともに、災害予防上の必要度の高いものから順次改修・補強事業を実施します。[防災安全室、建設課]

(10) 上下水道の整備



【総合的な水害対策の推進】

- ・内水による浸水被害の防止・軽減のため、下水道による浸水対策を進めます。

[水道環境課]

【下水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

- ・公共下水道事業区域では、地区全体を見据えた面的な整備事業を継続します。

[水道環境課]

- ・農業集落排水事業区域では、接続を推進するとともに、長寿命化を図ります。

[水道環境課]

- ・下水道施設の設計、施工、維持管理に当たっては、立地条件に応じた地震対策に努めます。[水道環境課]

【上水道施設の耐震・老朽化対策の推進】

- ・国や県からの補助金及び交付金を活用しながら、緊急避難場所までの配水管路の耐震化など、配水管路の整備を計画的・効率的に進めます。[水道環境課]

- ・災害時や渇水等の緊急時に対応した給水拠点の設定や飲料水給水計画の策定を進めます。[防災安全室、水道環境課]

【飲料水の確保】

- ・被災地に近い水源地や給水栓から給水車・容器等を利用して給水拠点等に搬送供給する体制を整えます。[水道環境課]

【水源の多様化】

- ・水源の多元化、浄水場施設等の整備、応援体制の整備等を通じて安定した水源の確保に常に尽力します。[水道環境課]

- ・雨水・地下水等の有効活用を進めます。[水道環境課]

(1 1) 自然と共生したまちづくり



【災害廃棄物対策の推進】

- ・災害廃棄物処理基本計画に基づき、がれき処分場の整備や維持管理、中小河川の水質検査や悪臭対策、臭気測定などを継続します。[水道環境課]
- ・関係機関と連携し、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について事前に検討を行います。[水道環境課]

【環境保全の推進】

- ・町の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進します。[水道環境課]
- ・環境の維持のため、水質や悪臭の調査などを継続的に実施します。[水道環境課]
- ・町民への広報・啓発を通して、環境意識の向上を図ります。また、町民が管理する緑地及び水辺について、地域団体による維持管理・活用などを促進します。[水道環境課、地域振興課]

(1 2) 消防・防災体制の充実



【災害危険地域に関する調査・計画・対策】

- ・地域ごとに被害想定を作成し、それに対応するために、災害危険地域単位で情報の収集・伝達、災害に対する警戒、避難体制等の計画の立案、町民への周知・徹底を行います。[建設課、防災安全室]
- ・ドローンを活用した災害危険区域の調査や災害発生時の被害状況の把握ができるよう、職員の研修等を行います。[防災安全室]
- ・言語、生活習慣、防火意識の異なる外国人や旅行者等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとしします。[防災安全室]
- ・防災教育・防災訓練の実施、インターネットやSNSなど多様な手段を用いた多言語による災害情報の提供を行います。[防災安全室]

【査察・指導の強化】

- ・消防法に基づいて防火管理者を定める必要がある防火対象物、消防用設備の設置を義務付けられている施設において、危険物の保守体制の確立に向けて、可茂消防本部の予防査察により、必要な指導を行います。[防災安全室]

【総合的な水害対策・土砂災害対策の推進】

- ・対策に従事する職員や町民に対して、水害災害に関する知識、技術の教育と防災思想の普及徹底に当たるとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、図上訓練（ロールプレイング式訓練）などを取り入れた防災訓練を実施します。[防災安全室]
- ・国土交通省が作成した洪水浸水区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、町民へ周知徹底を行います。[防災安全室]
- ・浸水想定区域内に位置し、八百津町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（子育て支援施設、高齢者利用施設、障がい者利用施設等）の避難確保に関する計画策定、避難誘導等の訓練実施を支援します。[健康福祉課、防災安全室]
- ・浸水区域内に存する公共施設について、避難所及び災害対策拠点となる施設の浸水区域外へ移転整備を検討します。[防災安全室]

【減災・防災データの活用】

- ・災害に関わる気象情報を速やかに把握するため、河川情報センター岐阜県防災情報通信システム、岐阜県土砂災害警戒情報ポータルの情報や岐阜地方気象台の気象情報を活用します。[防災安全室]
- ・同報系テレメータ（雨量計）設備を設置し、その有効利用に努めます。[防災安全室]

【防災人材の育成】

- ・効果的な防災活動のため、消防職員OB等の専門知識を活かして、町民に対して地域密着型の指導を行うとともに、実践的な防災訓練や図上訓練、研修会等によってリーダーの育成を図ります。[防災安全室]
- ・防災意識の高揚や地域の防災力の強化のため、自主防災組織の拡充や防災リーダーの育成などの支援を行います。[防災安全室]
- ・中高生を対象に防災士の資格取得を支援します。[防災安全室]

【地域防災力の向上】

- ・町民が速やかに安全な場所に避難できるよう、各種ハザードマップの作成・公表・周知及び火災予防・地震対策等の防災知識の普及を行います。[防災安全室、建設課]

- ・ 図上訓練などを取り入れた防災訓練を実施し、避難体制の向上に努めます。[防災安全室]

【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・ 災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点を設置します。[防災安全室]

【災害対応力強化のための資機材整備】

- ・ 消防車両の年次計画による更新や防災無線のデジタル化などを行い、計画的に防災体制の維持・充実を進めます。[防災安全室]
- ・ 情報通信機器や災害救助・調査用資材等、防災活動や救助活動に不可欠な資機材の充実・備蓄を通じて、災害応急対応能力の向上を図ります。[防災安全室]
- ・ 可茂消防事務組合消防本部との連絡を密にし、八百津町消防団の施設、機械・器具・資材、消防通信網の充実・強化を順次実施し、消防力の向上を図ります。[防災安全室]

【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・ 国が示す消防水利の基準に基づき計画的に整備を進め、消火栓と耐震性防火水槽との適切な組合せによる水利の多元化に努めます。[防災安全室]
- ・ 地震による建物の崩壊、路面の地割れ等の状況下でも適切に機能する消防資機材等を整備し、その点検・保全に努めます。[防災安全室]
- ・ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた救助隊の整備を推進します。[防災安全室]
- ・ 広域市町村と連携し、施設・設備の充実等を図ることにより、可茂消防事務組合消防本部の常備消防や救急体制の一層の充実に努めます。[防災安全室]
- ・ 消防機関と連携して、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、県本部やその他の関係団体、市町村と合同して大規模な機動連合演習を実施します。[防災安全室]
- ・ 県外から派遣される多数の警察、消防等の救助部隊の受け入れるための拠点の整備と対応する災害に応じて浸水防止・土砂災害に対する安全確保を行います。[防災安全室]

【災害医療体制の充実】

- ・ 大規模災害の場合は、多数の傷病者が発生したり、医療機関が機能停止・混乱したりすることも予測されるため、医療機関の協力のもと、地震災害等医療（助産）救護計画やマニュアルを策定し、大規模災害時の医療（助産）救護体制を確立し、町民の安全確保と被害の軽減を図ります。[健康福祉課、総務課]

- ・ 県が整備する、医療機関と消防機関、行政機関等が情報共有するシステムを活用するため、操作等の研修・訓練に定期的に参加します。また、災害時の医療機関の機能の維持、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めます。[健康福祉課、総務課、防災安全室]
- ・ 医療機関と連携し、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の知識向上に努めます。また、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義に関して、町民への普及・啓発に努めます。[健康福祉課、総務課、防災安全室]

【資機材等の供給体制の整備】

- ・ 医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の供給体制の確立に取り組みます。[健康福祉課、総務課、防災安全室]
- ・ 医療機関や医療救護班、緊急通行車両に燃料を優先的に供給する体制の整備に取り組みます。[健康福祉課、総務課、防災安全室]

【人材の確保とボランティアの活用】 【災害ボランティアの受入・連携体制の構築】

- ・ 平常時よりヘルパー、手話通訳者等との広域的なネットワーク構築に努め、要配慮者の支援者や避難所での介護者等の確保を図ります。また、災害時にボランティアが活用できるよう、受入体制等の整備を進めます。[健康福祉課、総務課、防災安全室]
- ・ 日本赤十字社岐阜県支部八百津町分区や八百津町社会福祉協議会、その他ボランティア団体と連携し、平常時の登録・研修の実施、災害時の活動調整体制や活動拠点の確保に努めます。[防災安全室]
- ・ 八百津町社会福祉協議会と連携してボランティアコーディネーターの養成を行います。[防災安全室]
- ・ 町のボランティア支援業務マニュアルの整備を図ります。[防災安全室]

【環境衛生対策】

- ・ 関係機関と連携し、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について事前に検討します。[水道環境課、健康福祉課]
- ・ 災害時のし尿処理について、県や関係機関と協力し、事前に検討を進めるとともに、仮設トイレの備蓄を進めます。[水道環境課、健康福祉課]
- ・ 災害時の遺体安置所について、事前に民間事業者の協力協定を締結し安置場所及び管理体制を整備するとともに、警察機関と連携して対応します。[水道環境課、健康福祉課]

【感染症対策】

- ・避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、宿泊施設の活用や在宅避難など、避難所における密集状態の回避について検討や必要な物資の備蓄などの対策を促進します。[健康福祉課、防災安全室]

【避難所環境の充実】

- ・被災者が一定期間滞在できる安全な公共施設等をあらかじめ指定避難所として指定するとともに、指定避難所の運営体制を確立するため、予定される避難所ごとに避難者（自主防災組織等）、施設管理者と事前に協議し、避難所マニュアルを策定します。[防災安全室、健康福祉課、教育課]
- ・避難所に指定した施設において、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレなどの整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮した整備・備蓄を進めます。必要な場合は、指定施設の周辺に備蓄施設を確保し、地域完結型の備蓄に取り組みます。[防災安全室、健康福祉課、教育課]

【災害初動対応力の強化】

- ・町固有の地域防災特性の把握に努めるとともに、類似の地域特性を備えた他地域での災害資料の収集・整理、防災対策や被災者救護対策の調査、県や関係機関との防災情報交換を通じて、災害対策に関する知識を深めます。[防災安全室]
- ・災害時の職員別分担任務や配備場所等についてあらかじめ定め、即座に対応できる初動体制の確立を目指すとともに、県や関係機関との連携により中枢機能の充実を図ります。[防災安全室]
- ・大規模災害時における交通・通信網の途絶、職員自身の被災等の事態も想定して、職員の参集手段や情報伝達手段、職員の寄宿舍等について検討を行い、多重的な体制の構築に取り組みます。[防災安全室]
- ・専門的知見を備えた防災職員の確保・育成に努めます。[防災安全室]
- ・情報通信機器や災害救助・調査用資材等、防災活動や救助活動に不可欠な資機材の充実・備蓄を通じて、災害応急対応能力の向上を図るとともに、建設業協会等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定締結を推進します。[防災安全室]
- ・罹災証明書の交付が遅滞なく実施できるよう、業務実施体制の整備に努めるとともに、当該業務を支援するシステムの活用について検討します。[防災安全室]

【業務継続体制の整備】

- ・災害発生後の応急対策等の的確な実施、人員・資機材の効率的な配備、行政業務の継続・早期復旧を図るため、業務継続計画を策定します。また、定期的に教育・訓練・点検・評価等を実施し、経験の蓄積や地域の実情の変化等も踏まえて、改訂や体制の見直しを行います。[防災安全室]
- ・災害後における行政業務遂行を支援するため、電力、通信手段、コンピュータシステム等の基盤設備が災害時または災害後の必要な期間機能するよう、自家発電設備の整備、予備機の設置、燃料の備蓄等、その強化・充実に努めます。[防災安全室]
- ・災害後においても確実に業務を継続できるよう、個人情報を含む住民基本台帳、戸籍、地籍、建築物等の重要データについては、消失を防ぐためのバックアップシステム（分散保存）を行います。[防災安全室]

【災害対策本部施設・整備】

- ・災害発生時に本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部が機能する代替施設（八百津ファミリーセンター）を整備します。[総務課]
- ・保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等を整備します。[総務課]
- ・災害情報を一元的に把握し共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能を充実・強化します。[総務課]

【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

- ・災害時に確実に防災行政無線を使用できるよう、職員等において使用方法の習熟を図ります。[防災安全室]
- ・災害時の町民への情報伝達には、ラジオ、テレビ等の民間放送も活用できる体制を確立します。[防災安全室]

【防災情報通信システムの維持管理】

- ・移動系防災無線の整備及び同報系防災行政無線のデジタル施設への更新を実施します。[防災安全室]
- ・防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、音声のほか文字や画像による情報提供や伝達手段の多重化、多様化に努めます。[防災安全室]

【防災・災害対応に必要な通信インフラの整備】

- ・災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるような通信手段の整備を図ります。
[防災安全室]
- ・超広域・大規模災害や複合災害の発生時を想定し、通信手段の多重化や情報伝達・収集手段の多様化を通じて、情報・通信手段の信頼性の向上を図ります。
[防災安全室]
- ・消防車両の年次計画による更新や防災無線のデジタル化などを行い、計画的に防災体制の維持・充実を進めます。[防災安全室]

【代替機能の確保】

- ・災害によってライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸・耐水性貯水槽、自家発電装置、プロパンガス、仮設トイレ、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、新エネルギーシステム等の代替機能の確保に努めます。
[総務課、防災安全室、町民課、地域振興課、水道環境課]

【電力の安定供給の確保】

- ・道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を行います。[防災安全室]

【被災動物等の対策】

- ・獣医師会等の関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、被災動物の保護、収容、救援等を行います。[水道環境課]
- ・飼い主とともに避難した動物の収容施設の避難所隣接地に設置し、適正な環境の維持に努めます。[水道環境課]

【帰宅困難者対策の推進】

- ・企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促します。[総務課]
- ・帰宅途中で救援が必要になった人に対する救援や避難所への救助対策等を行うとともに、企業、放送事業者、防災関係機関等から情報を収集し、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートや支援ステーション（コンビニエンスストア等）に関する情報提供に努めます。[総務課]

【孤立集落の発生に備えたネットワークの確保】

- ・孤立集落となる可能性がある地域については、非常用通信の整備、ヘリポートの確保、食料品等の備蓄等による対策を行います。[総務課]
- ・危険箇所等における対策工事の重点的な実施、迂回路確保に配慮した道路網の整備等による対策を行います。[防災安全室、建設課]
- ・一時集積配分拠点の指定等によって円滑な要員・物資等の緊急輸送を確保し、

迅速な災害応急対策の実施に取り組みます。[防災安全室、総務課]

(13) 交通安全・防犯対策の充実



【防犯対策の推進】

- ・警察など関係機関と連携して、広報や啓発活動を通し、防犯に対する意識の向上を図ります。[防災安全室]
- ・未設置地を含め防犯灯の整備を進めます。[建設課]

基本目標3 優しく郷土愛を育む歴史・文化のまちづくり

(14) 学校教育の充実



【防災教育の推進】

- ・学校において、防災教育のための指導時間などを確保し、防災教育を充実に努めます。[教育課]
- ・学校における防災教育の一環として「出前講座」を実施します。[教育課]

【公共施設の維持・修繕・管理】

- ・耐震改修が行われていない学校施設等の修繕・撤去を計画的かつ効果的に進めます。[教育課]

【避難所の防災機能・生活環境の向上（学校施設のバリアフリー化の推進）】

- ・可能な限り良好な生活環境を確保するため、暑さ・寒さ対策として、保育園において空調設備を、小・中学校において空調や衛生機器等の整備等を進めます。[健康福祉課、教育課]
- ・学校、公民館などについて、スロープ・手すり・障がい者用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進します。[健康福祉課、教育課]

【非常用物資の備蓄促進】

- ・小・中学校における備蓄非常食購入（備蓄食料 アルファ米）を促進します。[教育課]

- ・指定避難所において、あらかじめ必要な機能の整理、備蓄場所の確保を進め、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレなどの整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮します。[健康福祉課、教育課]
- ・避難者への食糧の提供に備え、学校給食共同調理場の大規模改修を実施します。[教育課]

(15) 生涯学習の推進



【公共施設の維持・修繕・管理】

- ・各地区公民館（全9施設）において、老朽箇所やバリアフリー化、トイレの洋式化等、利用者に配慮した施設整備を進めます。[教育課]
- ・耐震改修が行われていない施設（八百津公民館，久田見生活改善センター，福地公民館，潮南環境改善センター）の修繕・撤去を計画的に進めます。[教育課]

【避難所の防災機能・生活環境の向上】

- ・指定避難所に指定されている施設（中央公民館、地区センター等）において、バリアフリー化や老朽箇所の改修、トイレの洋式化等、利用者に配慮した施設整備を進めます。[教育課]

【防災教育の推進】

- ・県及び関係機関の協力のもと、町民や町内の事業者等を対象として、講演会、ポスター・チラシ、広報紙、インターネット等、様々な手段を活用しながら、あらゆる機会をとらえて災害予防及び応急対策についての知識や技術の普及を進めます。[教育課]
- ・職員教育や学校教育においても防災知識の普及を図り、自助・共助や男女参画も加味した地域防災力の向上を推進します。[教育課]
- ・地域で発生した過去の災害からの教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、関連資料を広く収集・整理し、適切に保存します。収集した資料を広く一般に閲覧できるよう努め、町民による災害教訓伝承のための取り組みを支援します。[教育課]

(16) 生涯スポーツの振興



【公共施設の維持・修繕・管理】

- ・スポーツ施設の老朽化が進む中、計画的に施設整備を検討し、その有効活用に努めるとともに、耐震改修が行われていない公共施設等の修繕・撤去を行います。（和知体育館、潮南体育館、元福地中学校、丸山運動場、武道館など）[教育課]

【避難所の防災機能・生活環境の向上】

- ・避難所等において可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化や老朽箇所の改修、トイレの洋式化等、利用者に配慮した施設整備を進めます。（海洋センター施設整備他体育施設）[教育課]

(17) 地域文化の振興



【文化財保護対策の推進】

- ・次世代に伝承文化を継承していくため、文化協会などの芸術・文化団体の育成や支援を行い、地域に根ざした芸術・文化活動の支援に努めるとともに、町民の芸術・文化活動への積極的な参加を促し、町民の芸術・文化への理解や意識向上を推進します。[教育課]
- ・国の重要文化財である旧八百津発電所資料館の耐震化を検討し、維持管理に努めます。[教育課]
- ・不燃化構造の保存庫、収蔵庫、消火栓・消火器等の設置によって、文化財等を火災等の災害から防護・保存に努めます。また、防災知識の普及徹底や防災意識の高揚を図るとともに、毎年、文化財防災訓練を実施します。[教育課]

基本目標4 ともに考え、ともに創る魅力・にぎわいのあるまち

(18) 農業の振興



【食料供給体制の確保】

- ・ JA・営農組合などの関係機関や関係団体と連携して、町内外から農地の受け手の確保に努めます。[農林課]
- ・ 営農指導や共済事業の減収補てんにより、生産性の維持や継続を図るとともに、地産地消の仕組みづくりを推進します。[農林課]

【農業水利施設の整備】

- ・ 秩序ある土地利用を図り、優良農地の確保、保全に努めます。[農林課、建設課]
- ・ 農道、農業用排水路、ため池など農業基盤の整備と維持管理を図ります。[農林課、建設課]

【農地防災】

- ・ 風水害等によって土砂崩壊の危険がある箇所については、県の協力のもと土砂災害防止工事を実施し、農用地や農業用施設の災害を防止します。[農林課、建設課]
- ・ 耕土の流出被害が生じるおそれのある急傾斜地では農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施します。[農林課、建設課]

【農業用ため池の防災対策の推進】

- ・ 斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐の老朽化による機能低下、流木の流下、堤体からの漏水による決壊等を防ぐため、低位部農用地の排水路とともに、災害予防上の必要度の高いものから順次改修・補強事業を実施します。[防災安全室、建設課]

(19) 林業の振興



【総合的な土砂災害対策の推進】

- ・山林植樹事業等を実施して林野の保全対策を総合的かつ計画的に推進し、防水機能、水源涵養機能、土砂流出防止機能等の確保を図ります。[農林課]

【森林保全の推進】

- ・森林施業を促進するとともに、間伐や複層林植栽などの整備を行い、森林の保全及び育成に努めます。[農林課]
- ・林道や作業道の整備、森林施業の実施計画の集約化、人工林環境整備の促進、森林組合を中核とした生産活動の推進を行います。[農林課、建設課]

【災害に強い森林づくり】

- ・地域の特性に配慮して林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進し、必要な地域には、防火林道や防火森林の整備を実施します。[農林課、建設課]
- ・林野の所有者（管理者）と災害対策用資機材等の整備・充実を図るとともに、森林組合等と連携して、自主的な森林保全管理活動を推進します。[農林課]
- ・林野火災の未然防止と被害軽減を図るため、林業従事者、入山者等への啓発の実施、標識板・立看板や防火水槽の設置に努めます。[農林課]

(20) 商業の振興



【BCP等の策定支援】

- ・企業・事業所等において、災害発生後の事業の継続・早期再編が実現できるよう、BCP策定支援及びBCM構築支援等が実施できる体制を整備します。[地域振興課]
- ・商工団体等と連携し、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図ります。[地域振興課]

【商業事業者への支援体制強化】

- ・既存の商業事業者や団体の育成及び支援を強化します。[地域振興課]
- ・観光客を商店街へ誘導する仕組みづくりや他市町村との交流によるイベント戦略を展開します。[地域振興課]
- ・ふるさと納税によるPR戦略を行います。[地域振興課]

(21) 工業の振興



【BCP等の策定支援】

- ・企業・事業所等において、災害発生後の事業の継続・早期再編が実現できるよう、BCP策定支援及びBCM構築支援等が実施できる体制を整備します。[地域振興課]
- ・商工団体等と連携し、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図ります。[地域振興課]

【本社機能の誘致・企業立地の促進】

- ・企業ニーズの把握、設備投資に対しての奨励金の交付、固定資産税の減免措置の適用、融資対象の拡大などの支援を継続します。[地域振興課]
- ・再生可能エネルギー関連会社と連携して企業誘致を推進します。[地域振興課]

(22) 観光の振興



【観光PR活動の強化、風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、HP・SNS等のITを活用しながら、観光PRを強化や、正確な情報の発信に努めます。[地域振興課、タウンプロモーション室]
- ・ユネスコ「世界の記憶」登録を目指し、広報やPR活動の強化を図ります。[地域振興課、タウンプロモーション室]
- ・岐阜県遺産連合などの関係機関や他市町村とのつながりを強化するとともに、

旅行会社などの民間企業との連携も検討し、観光体制の強化を図ります。[地域振興課、タウンプロモーション室]

【観光施設等の自衛防災組織の整備・強化】

- ・観光施設の経営者または管理者は、各施設の防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助体制等組織の整備を進めます。[地域振興課、タウンプロモーション室]

(23) 再生可能エネルギーの推進



【再生可能エネルギーの活用促進】

- ・電気自動車、プラグインハイブリット自動車へ電気を供給する設備を導入します。[地域振興課]
- ・緊急時の電源供給設備として「G-FORCE」を設置（現在は防災センターに設置）し、水素ステーションの活用を進めます。[地域振興課]
- ・避難所に対する災害時の非常用電力としての供給の仕組みづくりなど、防災力の強化に努めます。[地域振興課]

(24) 協働による行政の推進



【住民への情報伝達の強化】

- ・災害時の町民への情報伝達に、ラジオ、テレビ等の民間放送も活用できる体制を確立します。テレビ局やラジオ局と連携し、そのデジタル化の進捗などに合わせ、情報提供の充実を図ります。[防災安全室、総務課]
- ・防災拠点や避難所での利用も視野に入れ、Wi-Fi環境整備の充実を図ります。[総務課]

【消防体制の強化】

- ・地域の消防力を維持するために、青年や女性も含めた消防団員の確保・組織再編を図ります。[防災安全室]
- ・消防力の一層の充実・効率化を図るため、八百津町消防団の教育訓練体制の充

実に努めます。[防災安全室]

【防災人材の育成】

- ・自治会等が共助の考え方のもと、災害時に適切な対応がとれるよう、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等の取り組みを支援します。[防災安全室]

【事業所等の自衛防災組織の整備・強化】

- ・多数の者が利用する施設・事業所など、災害が発生した場合に被害が拡大する可能性がある施設は、自衛防災組織の整備や実践訓練に努め、災害の防止と被害の軽減を図ります。[地域振興課、タウンプロモーション室]

【支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化】

- ・石油等の燃料類の供給体制を強化し、医療機関や医療救護班、緊急通行車両等に優先的に供給するとともに、避難所や各家庭、事業所等にも配給できるよう努めます。[総務課]

【非常用物資の備蓄促進】

- ・防災資機材倉庫等を自主防災組織（自治会）ごとに設置して防災資機材の備蓄を進めることにより、自主防災活動の充実と地域防災力の強化に努めます。[防災安全室]

【防犯対策の推進】

- ・地域団体や関係団体と連携して、防犯パトロールの実施など地域での防犯活動の推進を図ります。[防災安全室]

（25）広域行政の推進



【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

- ・平常時からダム施設管理者との連携を強化し、ダム放流警報の町民への伝達は、防災無線・すぐメール・ホームページの活用により広報を徹底します。[防災安全室]
- ・緊急時に備えて、河川管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図ります。[建設課、防災安全室]

【通信機能の確保】

- ・災害時の通信（電話）の断絶や輻輳等を避けるため、電気通信事業者との連携のもと、災害時優先電話の増設、災害用伝言ダイヤル・伝言板の活用、携帯電話中継局の増設、携帯衛星電話の利用等を行います。[防災安全室]

【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・国や民間物流事業者などと連携し、物資調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関と訓練を実施します。[防災安全室]
- ・民間事業者のノウハウ・能力・施設等が活用できるよう、委託可能な災害対策業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、関連する事業者とあらかじめ協定を結びます。[防災安全室]

【電力の安定供給の確保】

- ・電力会社との連絡体制を強化し、電力の供給停止・復旧等に関する情報を得る等、災害時の電力の安定供給や応急対策に努めます。[防災安全室]

【消防体制の強化】

- ・可茂消防事務組合消防本部への協力、八百津町消防団との一体的な消防活動体制の確立を図るとともに、「岐阜県広域消防相互応援協定」、近隣市町村間の「消防相互応援協定」に基づく応援隊の派遣、受入等の整備を進め、広域消防応援体制の強化を図ります。[防災安全室]

【広域連携の推進】

- ・災害の規模が大きい場合は町の防災機関だけでは対応できない事態も想定されることから、みのかも定住自立圏をはじめとする県内外の市町村との相互応援協定等、広域の応援体制を多重的に整備します。[総務課]

【災害廃棄物対策の推進】

- ・大規模災害時に備え、広域的連携のもと、ごみやがれき、し尿等の処理体制の充実に努めます。[水道環境課]

【災害医療体制の充実】

- ・県内の広範囲で被害が発生する可能性があることから、県外市町村等とも協定等を締結し、広域的な支援が受けられる体制を構築します。[防災安全室]

【広域後方医療機関との連携】

- ・移送が必要な重症患者数が多数に及ぶ場合など、必要に応じ、県を通じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国

立病院機構)に、町外の医療施設での広域的な広報医療活動を要請します。また、移送予想人数を踏まえて関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営し、そこから町外の医療施設への移送を実施します。[健康福祉課]

【防災人材の育成】

- ・みのかも定住自立圏の枠組みで、防災士および防災リーダーを広域で養成します。[防災安全室、総務課]

【コミュニティ活動の担い手養成】

- ・自主防災組織の整備や活動拠点（コミュニティ防災拠点）の整備、リーダーの育成、防災現場等への女性の参画拡大を図ります。[防災安全室]

【災害対応力強化のための資機材整備】

- ・大規模災害等に備え、建設業協会等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定締結を推進します。[防災安全室]

用語集

国土強靱化基本法	平成25(2013)年12月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の略称。
国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法第10条に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となるように策定された計画。平成26(2014)年に策定され、平成30(2018)年に見直しが行われた。
国土強靱化地域計画	国土強靱化基本法第13条において、「都道府県又は市町村が、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、指針となるべきものとして定めることができる」と規定されている計画。
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略。 平成27(2015)年の国連サミットで採択された令和12(2030)年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。
地方創生	東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とする一連の取り組み。
密集市街地	老朽化した木造住宅等の建築物が密集していて、しかも十分な避難道路や避難公園、緑地などといった公共施設がないことから、その特定防災機能が確保されていない市街地のこと。本町においては、八百津市街地地区を指す。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者。
ハザードマップ	災害の要因となる地形・地盤の特徴や過去の災害履歴などの情報をもとに、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
へき地診療所	無医地区（無歯科医地区含む）及び無医地区に準じる地区の住民の医療を確保するため、市町村等が設置する診療所。
トリアージ	医療スタッフや医薬品等の医療資源が制約される中で、一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度に応じて、搬送や治療の優先順位を決めること。
応急仮設住宅	地震や水害、土砂災害といった自然災害などによって、居住できる住家を失い、自らの資金では住宅を新たに得ることができない人に対し、行政が貸与する仮の住宅
みのかも定住自立圏	美濃加茂市が平成21(2009)年3月に中心都市宣言を行い、加茂郡町村（坂祝町・川辺町・富加町・七宗町・白川町・八百津町・東白川村）と協定を締結し、形成した圏域。それぞれの地域が持つ強みを活かし、弱みを補完しあいなが

	ら、圏域を活性化させ、「住み続けたい」「住んでみたい」と感じるエリアを目指す。
サプライチェーン	製品の原材料や部品の調達・生産管理・物流・販売・消費までの一つの連続した流れのこと。供給連鎖ともいう。
B C P（業務継続計画・事業継続計画）	「Business Continuity Plan」の略。 自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めておく計画のこと。
液状化	地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動によって液体状となる現象。
重要業績評価指標	組織の目標達成の度合いを定義する補助となる軽量基準群であり、それぞれの取組で数値化した指標など達成度合いを分かりやすく示したもの。 K P I（「Key Performance Indicator」の略）ともいう。